

町田市景観計画

～ 生活風景に魅力と豊かさを感じられるまちを目指して ～

改定素案

町田市

“生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち” を目指して

町田市は、多摩丘陵の連なりと谷戸の織り成す表情豊かな地形を有し、谷地を流れる河川、樹林地、里山、農地などの原風景が多くの市民によって引き継がれ、豊かな自然環境を残しています。また、それぞれの地域の成り立ちに応じたまち並みや、「商都まちだ」を特徴づける町田駅周辺のにぎわいなど、さまざまな特徴を有しています。

市は、2009年に景観法に基づく景観行政団体となり、このような景観を守り、育て、親しみとやすらぎ、愛着のあるまちにしていくため、“生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち”を基本理念とした「町田市景観計画」（以下、「本計画」という。）を同年12月に策定しました。

また、本計画の策定以降においても、市民・事業者の皆様と目指す景観づくりを共有するとともに、行政が率先して良好な景観形成に努め、取り組むことを目的に景観づくりに係る指針やガイドライン等を定めて多くの皆様のご協力をいただきながら景観づくりを進めてまいりました。

こうしたなか、2022年3月に「町田未来づくりビジョン2040」や「町田市都市づくりのマスタープラン」等を策定し、新たな将来像として「町田ならではの活動や暮らしを楽しめるまち」、「出歩きたくなるまち」の実現を目指していくこととしました。

この新たな将来像の実現と、これまでの景観づくりに関する課題への対応を図るため、本計画の改定に取り組みました。

改定にあたっては、「多くの人々が活動や暮らしを楽しんでいる風景」や、「思わず出歩きたくなる景色の創出」を目指すことといたしました。

これまで市民とともに積み重ねてきた景観づくりが今後もさらに発展し、町田ならではの景観が、次の世代へと引き継がれるよう取り組みを進めてまいります。

最後に、これまでの景観づくりの取り組み、本計画の改定にご参画、ご協力いただいた多くの皆様方へ、心より感謝を申し上げます。

2024（令和6）年3月
町田市長 石阪 丈一

目次/全体構成

1. 景観づくりの考え方

序章

良好な町田市の景観づくりを目指して

景観づくりを進めていくために、景観法及び町田市景観条例に基づき、町田市の景観づくりの方針を明確にし、誘導を図るとともに、市民、事業者、行政の協働による取り組みを推進する計画として、「町田市景観計画」を策定します。

第1章

町田市の景観の特徴

1 町田市の特徴的な景観の要素
町田市の景観の特徴を4つの要素ごとに整理しています。



自然景観



まち並み景観



文化的・歴史的景観



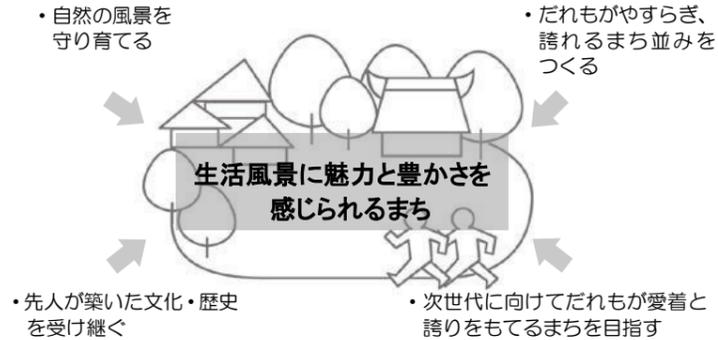
生活・活動の景観

第2章

町田市の景観づくりの基本的な方針

1 基本理念 / 2 基本目標 / 3 重点目標・個別目標

魅力的な景観づくりを行うための基本的な方針を示しています。



第3章

地域別の景観づくりの方針

1 地域分類と構成 / 2 地域別の景観づくりの方針について

市内を8つの地域に分け、地域の景観の特徴や景観づくりの考え方を示しています。



2. 景観づくりの実現化方策

第4章

届出制度による景観づくり

- 届出制度による景観づくりの考え方 / 2 町田市全域共通の基準等
- 3 景観形成ゾーンの基準等 / 4 景観形成誘導地区の基準等
- 5 建築物等における色彩の基準 / 6 届出（通知）を要する行為
- 7 事前相談、届出の流れ

より良い景観づくりのために、届出の要否にかかわらず参考にしていただきたいものです。

景観誘導の基準と、景観法に基づく届出（通知）が義務付けられる行為を示します。市内を3つのゾーンに分けて、緩やかに景観づくりを誘導します。特に景観形成が必要な地区を「景観形成誘導地区」として指定し、きめ細かい誘導を行います。

●景観形成ゾーン

- ・丘陵地ゾーン
- ・住まい共生ゾーン
- ・にぎわいゾーン

●景観形成誘導地区

- ・小野路宿通り
- ・町田駅前通り
- ・多摩境通り



第5章

広告物の表示等による景観づくり

- 1 広告物等の設置に関する考え方
- 2 屋外広告物の設置に関する配慮事項
- 3 屋内広告物の表示に関する配慮事項
- 4 広告物等の表示・設置の手続きの流れ

地域特性に応じた広告物の景観を形成していくために、方策やその方向性を示しています。

●商店街の魅力高める広告



第6章

景観重要建造物、樹木、公共施設の指定等による景観づくり

- 1 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針
- 2 景観重要公共施設の指定等

より良い景観づくりを進めていくために、景観法に基づく制度について指定や活用の方針等について示しています。

●薬師池西公園（景観重要公共施設）



第7章

景観計画の実現に向けて

- 1 市民・事業者・行政の協働による景観づくりの取り組み
- 2 計画の定期的な評価・検証

より良い市の景観づくりを進めていくために、今後、市民・事業者・行政が連携して取り組む景観づくりの施策を示しています。

●具体的な景観づくりの取り組み

(1)景観づくりの普及・啓発

- ホームページやSNSを活用した情報発信
- 景観づくり講演会やワークショップ等の実施
- 景観賞の実施

(2)景観づくり市民活動の推進

- 「(仮称)景観づくり市民推進員」との協働による景観づくり
- 市民主体の景観づくり活動の支援

(3)事業者との協働による景観づくり

- 届出制度による建築物等の景観誘導
- ガイドラインに基づく景観づくり
- 屋外広告物等による良好な景観形成

(4)公共事業による景観づくり

- 町田市公共事業景観形成指針の運用
- 多摩都市モノレール沿線における景観づくりの推進

(5)官民連携による景観づくり

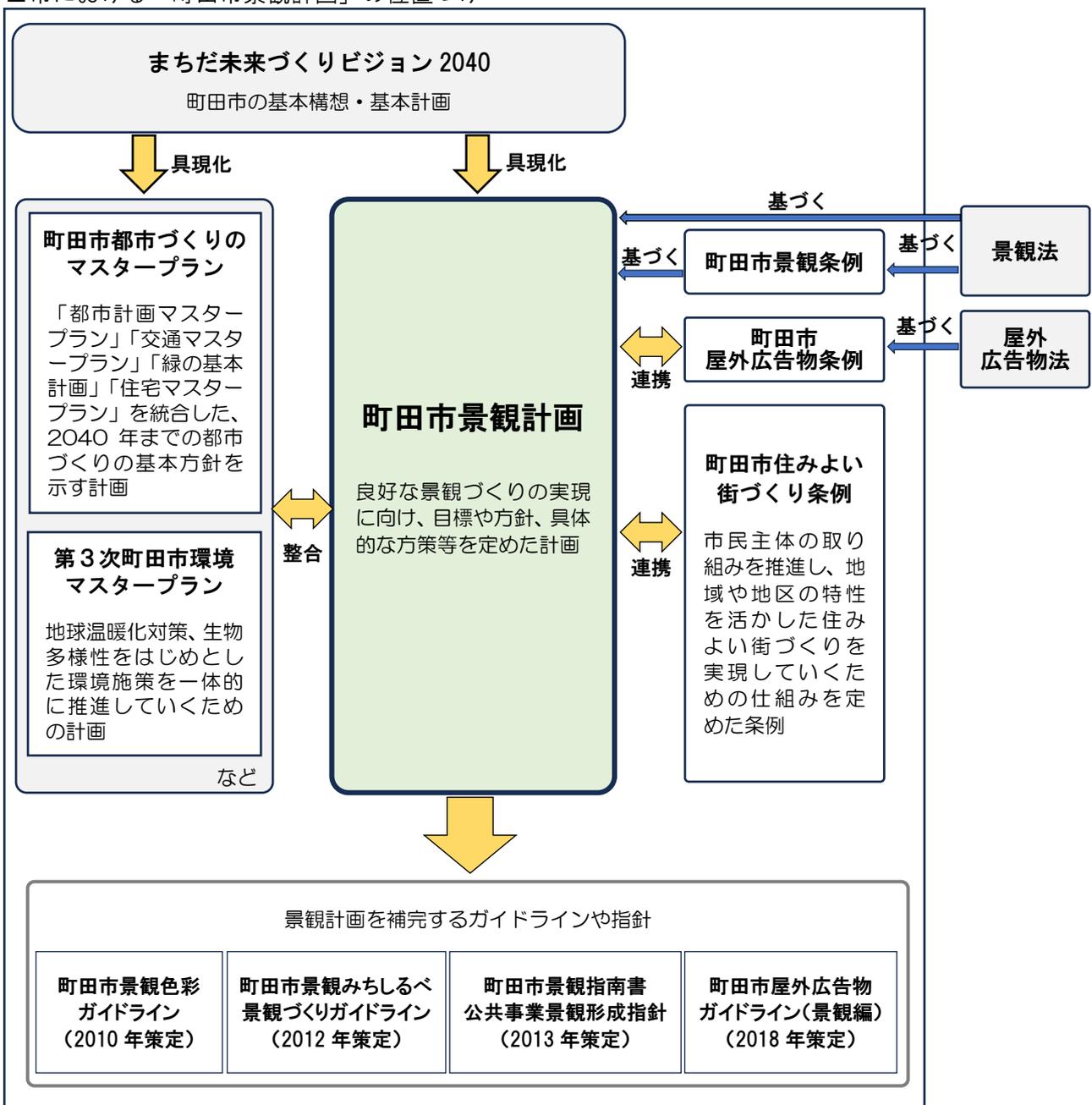
町田市景観計画の位置づけ

町田市景観計画は、景観法及び景観条例に基づき、市の景観づくりに関する総合的な指針として定める計画であり、地域特性に応じた良好な景観の誘導を図るとともに、市民、事業者、行政の協働による景観づくりの取り組みを推進するものです。

また本計画は、市の基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン 2040」を具現化し、関連計画となる「町田市都市づくりのマスタープラン」や「第三次町田市環境マスタープラン」等との整合を図り、定めるものです。

この他、市は本計画を補完する指針やガイドラインを定めるとともに、「町田市屋外広告物条例」や、「町田市住みよい街づくり条例」と連携を図り、一体的な景観づくりに取り組みます。

■市における「町田市景観計画」の位置づけ



景観づくりの考え方

序章 (p●～)

良好な町田市の景観づくりを目指して

景観づくりを進めていくために、景観法及び町田市景観条例に基づき、町田市の景観づくりの方針を明確にし、誘導を図るとともに、市民、事業者、行政の協働による独自の取り組みを推進する計画として、「町田市景観計画」を策定します。

第1章 (p●～)

町田市の景観の特徴

町田市の景観の特徴を4つの要素ごとに整理しています。

第2章 (p●～)

町田市の景観づくりの基本的な方針

魅力的な景観づくりを行うための基本的な方針を示しています。

第3章 (p●～)

地域別の景観づくりの方針

市内を8つの地域に分け、地域の景観の特徴や景観づくりの考え方を示しています。

序章から第3章は大きな変更を行わないため省略

序章

良好な町田市の景観づくりを目指して

第1章

町田市の景観の特徴

第2章

町田市の景観づくりの基本的な方針

第3章

地域別の景観づくりの方針

景観づくりの実現化方策

第4章 (p●～)

届出制度による景観づくり

景観誘導の基準と、景観法に基づく届出（通知）が義務付けられる行為を示します。市内を3つのゾーンに分けて、緩やかに景観づくりを誘導します。特に景観形成が必要な地区を景観形成誘導地区として指定し、きめ細かい誘導を行います。「景観形成基準」は、届出の要否にかかわらず、より良い景観づくりのために参考にさせていただきたい内容を示しています。

第5章 (p●～)

広告物の表示等による景観づくり

地域特性に応じた良好な屋外広告物の景観を形成していくために、方策やその方向性を示しています。

第6章 (p●～)

景観重要建造物、樹木、公共施設の指定等による景観づくり

より良い市の景観づくりを進めていくために、景観法に基づく制度について指定や活用の考え方等について示しています。

第7章 (p●～)

景観計画の実現に向けて

より良い市の景観づくりを進めていくために、今後、市民・事業者・行政が連携して取り組む景観づくりの施策を示しています。

第4章 届出制度による景観づくり

第4章 届出制度による景観づくり

1 届出制度による景観づくりの考え方

市内において、一定規模以上の建築物の建築、工作物の建設、開発行為等の行為を行う場合には、良好な景観を守り育むために、景観法に基づく届出（通知）を行っていただくことで、よりよい景観づくりを推進します。

届出にあたっては、市内を景観の主な特徴に合わせて、丘陵地ゾーン・住まい共生ゾーン・にぎわいゾーンの3つに分け、それぞれのゾーンに応じた「届出が必要な行為」「景観形成基準」を定め、景観形成の推進を図ります。

また、積極的に景観形成を図る地区「景観形成誘導地区」においては、地区の特性に応じたきめ細かな「景観形成基準」を定めます。

なお、「景観形成基準」は、届出対象外となる建築物の建築、工作物の建設、開発行為等を行う際においても参考となるものです。

■「第4章 届出制度による景観づくり」の構成

主な内容	目次
届出制度の考え方	1 届出制度による景観づくりの考え方
ゾーン・地区別の 景観形成の方針 ^{※1} 景観形成基準 ^{※2}	町田市全域が対象 2 町田市全域共通の基準等
	3つの景観形成ゾーン が対象 3 景観形成ゾーンの基準等 (丘陵地・住まい共生・にぎわいゾーン)
	3つの景観形成誘導地区 が対象 4 景観形成誘導地区の基準等 (小野路宿通り・町田駅前通り・多摩境通り地区)
	町田市全域が対象 5 建築物等における色彩の基準
届出、通知の対象となる行為・規模	6 届出（通知）を要する行為
届出までの流れ	7 事前相談、届出の流れ

※1 景観法第8条第3項に規定する景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

※2 景観法第8条第4項第2号に規定する規制又は措置の基準

景観形成ゾーン

市の景観の主な特徴である、丘陵や谷戸の織り成すみどり豊かな景観、地域の成り立ちに応じた住宅地のまち並み景観、町田駅周辺の活気あふれる景観など、地域の特徴を踏まえた3つの「景観形成ゾーン」を定め、ゾーン毎に「届出対象行為」と「景観形成基準」を設定し、町田らしい景観の形成を推進します。

丘陵地ゾーン

丘陵の稜線及び谷戸の風景と調和したみどり豊かな景観の形成を目指す。

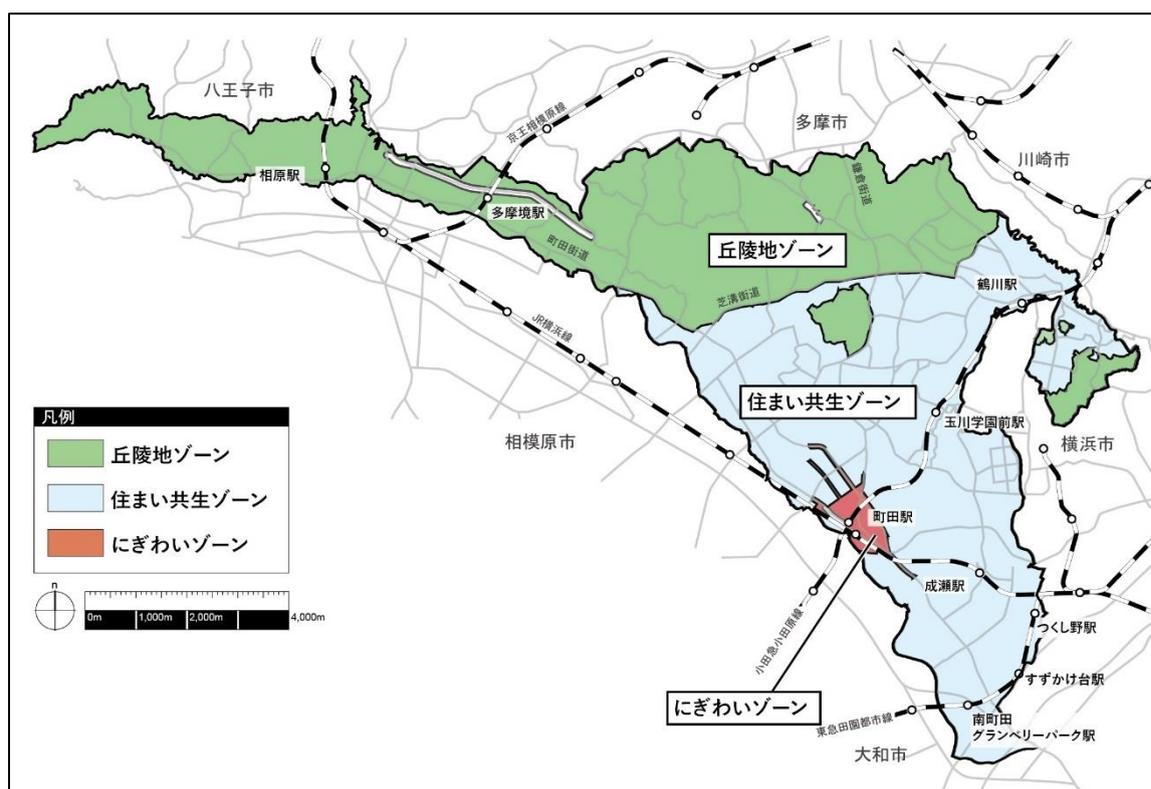
住まい共生ゾーン

地域の成り立ちに応じたまち並みや身近な自然と調和した景観の形成を目指す。

にぎわいゾーン

町田駅周辺を中心とした、活気あふれる環境づくりや広域都市拠点に相応しい景観の形成を目指す。

■景観形成ゾーン



※景観形成誘導地区は、景観形成ゾーンの対象外です。

景観形成誘導地区

市内には、歴史的な資源の残る地区や、豊かな自然の残る地区など、地域の特性を生かしたまち並みが多くあります。それらの地区の特性を生かした積極的な景観形成を図るために、「景観形成誘導地区」を指定し、地区毎に「届出対象行為」と「景観形成基準」を設定し、きめ細かな誘導を図ります。

「景観形成誘導地区」は、下記に示す地区の他、地区住民からの提案等により、追加指定をすることが可能です。

小野路宿通り景観形成誘導地区

鎌倉時代から江戸時代にかけて、宿通りとして栄えた当時の面影を生かした景観づくりに取り組む地区

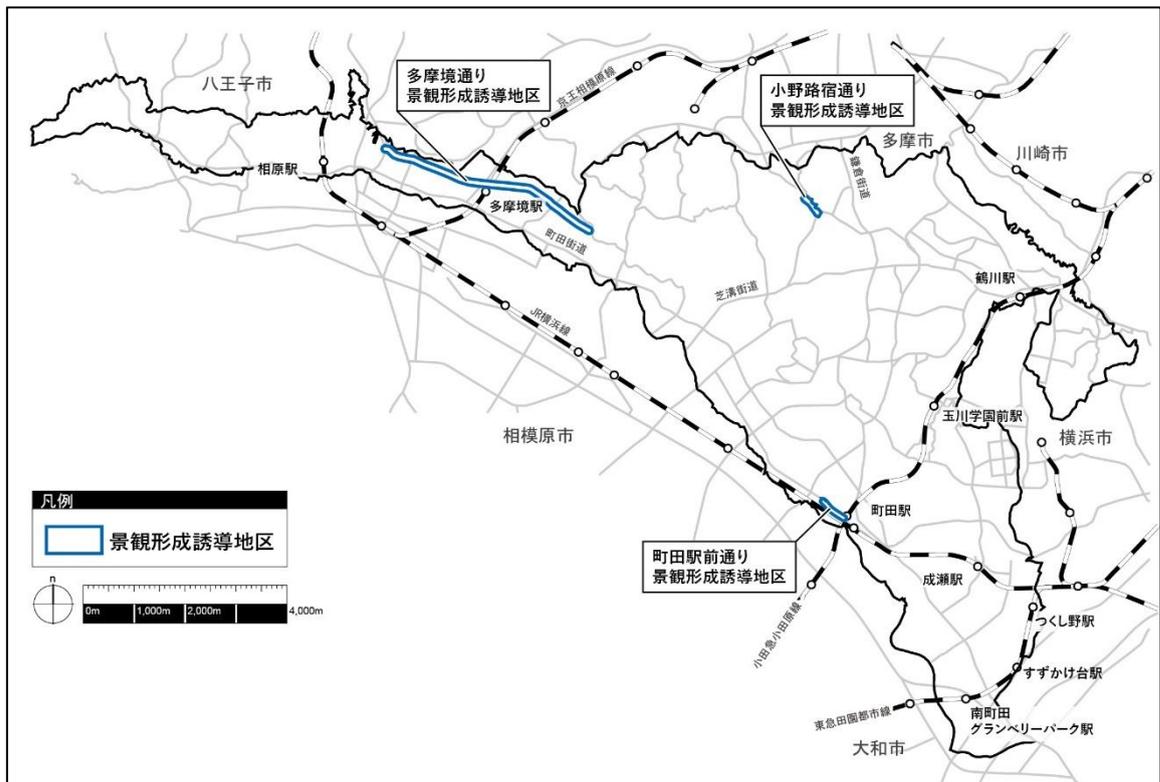
町田駅前通り景観形成誘導地区

小田急町田駅から市庁舎をつなぐ通りとして、秩序あるまち並みや人の目線に立った景観づくりに取り組む地区

多摩境通り景観形成誘導地区

丘陵地ゾーン内において市街地の景観を形成する通りとして、活気やにぎわいが感じられる沿道の景観づくりに取り組む地区

■ 景観形成誘導地区



3つのゾーンと景観形成誘導地区で適用される景観形成基準

3つのゾーンや景観形成誘導地区ごとに、適用される景観形成基準は異なります。

市内で建築物の建築、工作物の建設、開発行為等を行う際は、下記の通り、「町田市全域共通の基準等」に加えて、該当する「景観形成ゾーン」又は「景観形成誘導地区」に記載のある「景観形成の方針」及び「景観形成基準」への適合が必要になります。

■「景観形成ゾーン」・「景観形成誘導地区」で適用される「景観形成基準」

		町田市全域共通の基準等 (p4-6~12)	「景観形成ゾーン」の基準等	「景観形成誘導地区」の基準等
景観形成ゾーン	丘陵地ゾーン ▶	●	● (p4-13~17)	
	住まい共生ゾーン ▶	●	● (p4-18~21)	
	にぎわいゾーン ▶	●	● (p4-22~25)	
景観形成誘導地区	小野路宿通り 景観形成誘導地区 ▶	●		● (p4-26~30)
	町田駅前通り 景観形成誘導地区 ▶	●		● (p4-31~33)
	多摩境通り 景観形成誘導地区 ▶	●		● (p4-34~37)

2 町田市全域共通の基準等

1) 対象範囲

町田市全域

2) 景観形成の方針

第2章で示した「生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち」を目指し、第3章に示す地域別の方針を踏まえ、以下の方針を重視しながら景観形成を図ります。

① 場所の特徴を活かします。

背景に丘陵地のみどりがある通りや落ち着いた住宅地、にぎわいある商店街など、地域によってまちの個性は異なります。このため、建築行為等を行うに当たっては、計画地の周辺の地形や地域のまちづくりの状況などを捉えた上で計画することで、その場所らしさが感じられる景観をつくります。

② 丘陵地のみどりや周辺のまち並みとの調和を図ります。

建築物の配置や意匠、色彩、外構などを周囲の建築物や丘陵のみどりと馴染ませることで、一体感や連続性のあるまち並みをつくります。

③ 道路等の公共空間からの見え方に配慮します。

建築物に付帯する構造物や設備機器、ごみ置き場等の配置を工夫するなどにより、整ったまち並みをつくります。

④ 人々が生活の営みを楽しむ景観をつくります。

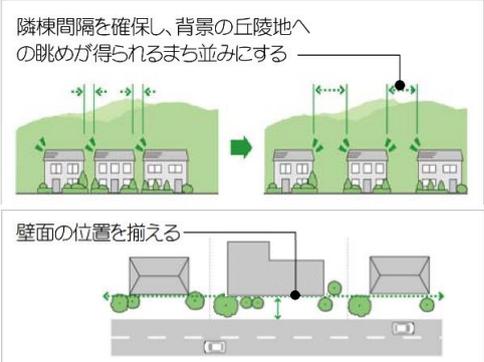
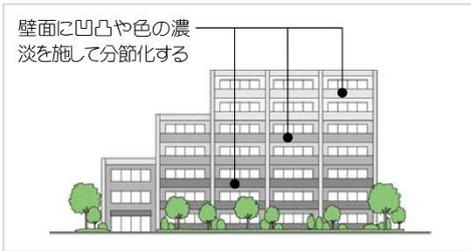
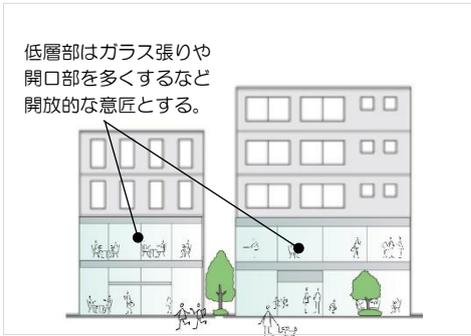
その場所でどのような活動が展開されるのかを考え、多くの人々が生活や営みを楽しんでいる風景や景観をつくることを目指します。

⑤ 出歩きたくなる景観をつくります。

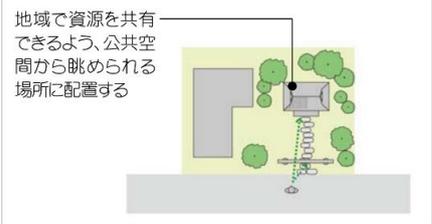
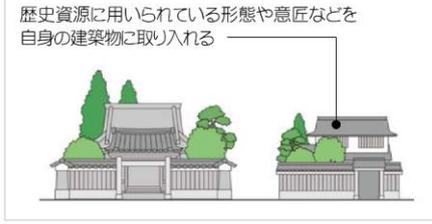
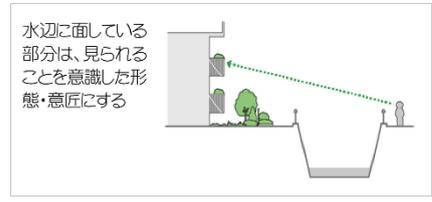
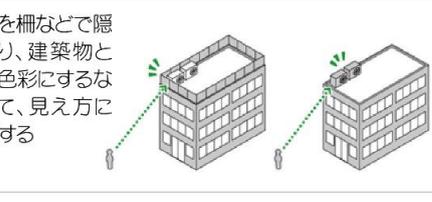
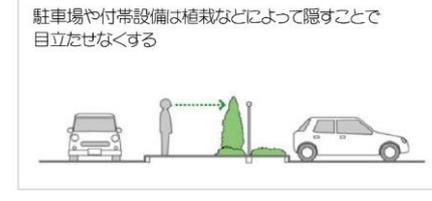
「通り等のパブリックな空間に面した建築物の低層部や外構の設え」や「まちに開いた建築物のづくり」、「にぎわいの創出」や「潤いのある演出」を意識し、アイレベル（人の目線）からの景観を丁寧につくることで、出歩きたくなるような景観づくりを大切にします。

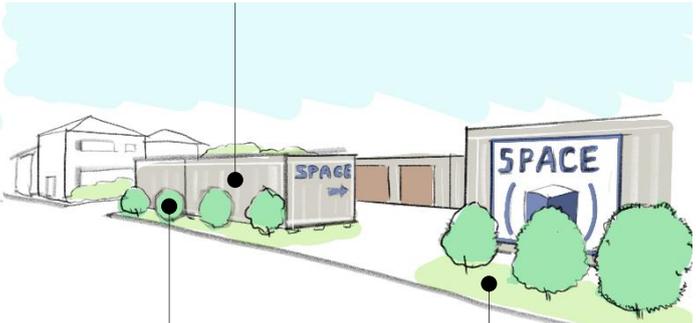
3) 景観形成基準

① 建築物

<p>配置</p>	<p>□隣接する建築物と壁面の位置をそろえたり、適切な隣棟間隔を確保するなど、丘陵地の景観や周辺のまち並みに配慮した配置とする。</p> <p>景観配慮のイメージ</p>  <p>□元の地形をできる限り生かした計画とする。</p>
<p>形態・意匠・色彩</p>	<p>□通りからの見え方に配慮した形態、意匠とし、まち並みの調和や、魅力ある沿道景観の創出に努める。</p> <p>□形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、丘陵地のみどりや周辺の街並みとの調和に配慮した形態・意匠、素材とする。</p> <p>□外壁は、建物の分節化や色彩を変えるなどによって、長大な壁面を避け圧迫感の軽減を図る。</p> <p>□色彩は、別表1（p4-38）の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p> <p>□「町田市都市づくりのマスタープラン」における「広域都市拠点」、「にぎわいとみどりの都市拠点」では、建物内のにぎわいが外からでも見えるよう、建築物の低層部はガラス張りや開口部を多くするなど開放的な意匠とする。</p> <p>□「町田市都市づくりのマスタープラン」における「広域都市拠点」、「にぎわいとみどりの都市拠点」で集合住宅を設ける場合は、洗濯物や布団、空調設備などが通りに露出しないようにする。</p> <p>景観配慮のイメージ</p>  

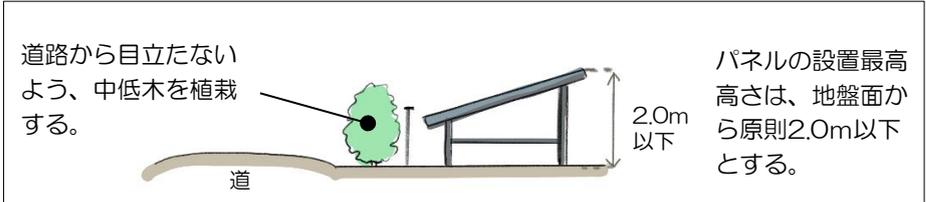
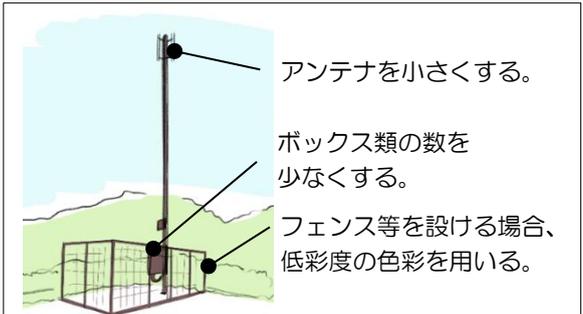
	<p>※「広域都市拠点」：町田駅周辺 ※「にぎわいとみどりの都市拠点」：鶴川駅周辺、多摩境駅周辺、南町田グランベリーパーク駅周辺、忠生周辺</p>
<p>外構・緑化</p>	<p>□外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、周辺のまち並みとの調和に配慮した外構の色調や素材、植栽とする。</p> <p>□緑化にあたっては、植物の良好な育成が可能となるよう植栽地盤を工夫する。</p>
<p>オープン スペース</p>	<p>□敷地内に道路などの公共空間と連続した開放感のあるオープンスペースを積極的に確保し、座れる場所や植栽などを設け人々が滞留できる空間を創出する。</p> <p>□「町田市都市づくりのマスタープラン」における「広域都市拠点」、「にぎわいとみどりの都市拠点」及び「生活拠点」では、中高木を植栽してオープンスペースに木陰をつくるなどにより、潤いのある交流の場を創出する。</p> <p>□「町田市都市づくりのマスタープラン」における「広域都市拠点」、「にぎわいとみどりの都市拠点」では、オープンスペースの床等の仕上げは、意匠や素材を工夫して無表情な印象とならないようにするとともに、周辺敷地の色彩、素材等を考慮したものを取り入れる。</p> <p>※「広域都市拠点」：町田駅周辺 ※「にぎわいとみどりの都市拠点」：鶴川駅周辺、多摩境駅周辺、南町田グランベリーパーク駅周辺、忠生周辺 ※「生活拠点」：相原駅周辺、玉川学園駅周辺、成瀬駅周辺、木曽山崎周辺</p> <div data-bbox="475 1290 847 1413" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>オープンスペースに座れる場所や庇のある溜まりスペース等を設けるなど人が憩える空間を創出する。</p> </div> <div data-bbox="1023 1290 1362 1413" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>建築物の低層部はガラス張りや開口部を多くするなど開放的な意匠とする。</p> </div> <div data-bbox="536 1417 1362 1818" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="746 1776 1093 1854" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>中高木を植栽するなどみどりを活かした潤いある交流の場を創出する。</p> </div>

<p>歴史資源や自然資源への配慮</p>	<p>□敷地内に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合（第3章参照）には、これらの資源が周辺の道路等の公共空間から眺望できるような配置とする。</p> <p>□敷地内や周辺に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合（第3章参照）には、それらに調和した建築物の形態・意匠、外構とする。</p>	<p>景観配慮のイメージ</p>  
<p>水辺への配慮</p>	<p>□河川や水路等の水辺に接する場合、水辺側からの見え方に配慮した建築物の配置、形態、意匠、外構とする。</p>	<p>景観配慮のイメージ</p> 
<p>高さ・規模</p>	<p>□周辺の建築物群との調和に配慮した高さ、規模とする。</p>	
<p>照明</p>	<p>□「町田市都市づくりのマスタープラン」における「広域都市拠点」、「にぎわいとみどりの都市拠点」では、通りに適度な明るさとにぎわいをもたらす、建築物の外観や外構と一体となるような照明計画とする。</p> <p>※「広域都市拠点」：町田駅周辺 ※「にぎわいとみどりの都市拠点」：鶴川駅周辺、多摩境駅周辺、南町田グランベリーパーク駅周辺、忠生周辺</p>	
<p>設備等</p>	<p>□屋根・屋上に設備等がある場合は、周囲からの見え方に配慮し、配置や形態、意匠を工夫する。</p> <p>※建築物に付帯する携帯電話基地局を含む</p> <p>□建築物に付帯する構造物や設備等は、周囲からの見え方に配慮し、建築物本体との調和を図る。</p>	<p>景観配慮のイメージ</p> 
<p>駐車場 自転車置き場 ごみ置き場等</p>	<p>□駐車場や、自転車置き場、ごみ置き場、設備機器等は出来る限り、通りから見えにくい位置に配置する。やむを得ず道路側に配置する場合は、植栽等の緩衝帯を設けるなど周囲からの見え方に配慮する。</p>	<p>景観配慮のイメージ</p> 

地域別方針への適合	□第3章に示す地域別の景観づくり方針に基づいて該当する地域の方針に沿った計画とする。
コンテナ倉庫	<p>□色彩は、別表1（p4-38）の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p> <p>□建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図る。</p> <p>□道路等の公共空間からの見え方に配慮し、配置や植栽などを工夫する。</p> <p>景観配慮のイメージ</p> <div data-bbox="520 577 1279 1093" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>「建築物等における色彩の基準」の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p>  <p>出来る限り緑化を図る。</p> <p>道路からの距離を確保し、ゆとりある配置とする。</p> </div>

② 工作物

配置	<p>□周辺の道路等の公共空間から見えにくい位置に配置する。</p> <p>□道路等の公共空間から見た際に、圧迫感を感じさせないように、工作物同士、或いは工作物と建物との間に十分な間隔を確保して配置する。</p>
形態・意匠・色彩	<p>□色彩は、別表1（p4-39）の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p> <p>□通りからの見え方に配慮した形態、意匠とし、まち並みの調和や、魅力ある沿道景観の創出に努める。</p>
高さ・規模	<p>□道路等の公共空間から見て圧迫感の軽減を図るため、外壁は、長大な壁面とならないよう工夫する。</p> <p>□周辺の建築物群との調和に配慮した高さ、規模とする。</p>
外構・緑化	□道路等の公共空間から直接見えないようにセットバック等を行い、塀やフェンス等の前面に緑化を行うなどの配慮をする。

	<p>□塀やフェンスを設ける際は、高さを抑える、透過性のあるフェンスにする等により、道路等の公共空間に対する圧迫感を軽減する工夫をする。</p> <p>□塀やフェンスを設ける際は、本体との色彩を揃え、低彩度の色彩を用いる。</p>
歴史資源や自然資源への配慮	<p>□敷地内に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合（第3章参照）には、これらの資源が周辺の道路等の公共空間から眺望できるような配置とする。</p> <p>□敷地内や周辺に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合（第3章参照）には、それらに調和した建築物の形態・意匠、外構とする。</p>
水辺への配慮	<p>□河川や水路等の水辺に接する場合、水辺側からの見え方に配慮した配置とする。</p>
地域別方針への適合	<p>□第3章に示す地域別の景観づくり方針に基づいて該当する地域の方針に沿った計画とする。</p>
太陽光発電設備	<p>□フェンスを設ける際は、フェンスと公共空間の間を中低木の植栽等により遮へいする、ルーバー状やスリット状の目隠しフェンスとするなど、道路等の公共空間に対して工作物がむき出しにならないよう工夫する。</p> <p>□太陽光パネルの設置最高高さは、歩行者の圧迫感を与えないように、地盤面から原則 2.0m以下とする。</p> <p>□太陽光パネルは向きや傾斜を揃えるなど、統一感のある配置とする。</p> <p>□太陽光パネルの色彩は、黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとする。また素材は反射が少なく模様が目立たないものを採用する。</p> <p>□太陽光パネルを設置する際は、接道面への盛土は避け、通りに対して圧迫感を与えないよう工夫する。</p> <p>景観配慮のイメージ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">  <p>道路から目立たないよう、中低木を植栽する。</p> <p>道</p> <p>2.0m以下</p> <p>パネルの設置最高高さは、地盤面から原則2.0m以下とする。</p> </div>
地上設置型携帯電話基地局	<p>□アンテナを小さくしボックス類の数を少なくするなどすっきりとした形状にする。</p> <p>景観配慮のイメージ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">  <p>アンテナを小さくする。</p> <p>ボックス類の数を少なくする。</p> <p>フェンス等を設ける場合、低彩度の色彩を用いる。</p> </div>

③ 開発行為

土地利用	<input type="checkbox"/> 計画地内に、湧水や水辺がある場合は、これらを保全し、自然との触れ合いの場などとして生かす。
造成等	<input type="checkbox"/> 大幅な改変を避け、長大な擁壁やのり面等が出現しないようにする。 <input type="checkbox"/> 尾根や斜面での造成等は、できる限り避ける。やむを得ず、尾根や斜面で造成等を行う場合は、のり面緑化等を行い、修景に努める。 <input type="checkbox"/> 垂直擁壁は出来る限り避け、やむを得ず垂直擁壁を設ける場合には、高さを抑える、前面に高木を植える、植栽帯を設けるなど圧迫感の低減に配慮する。 <input type="checkbox"/> 元の地形をできる限り生かした計画とする。
外構・緑化	<input type="checkbox"/> 塀やフェンスを設ける際は、高さを抑える、透過性のあるフェンスにする等により、道路等の公共空間に対する圧迫感を軽減する工夫をする。 <input type="checkbox"/> 塀やフェンスを設ける際は、本体との色彩を揃え、低彩度の色彩を用いる。
電線類	<input type="checkbox"/> 電線類は道路を整備する際に地中化するなど、目立たない場所に設置するよう工夫をする。 <input type="checkbox"/> 電線類が道路を横断する場合や電線類を建築物へ架線する場合は、できる限り集約し、裏通り配線とする。
駐車場、自転車置き場、ゴミ置き場等	<input type="checkbox"/> 駐車場や、自転車置き場、ゴミ置き場、設備機器等は出来る限り、通りから見えにくい位置に配置する。やむを得ず道路側に配置する場合は、植栽等の緩衝帯を設けるなど周囲からの見え方に配慮する。
地域別方針への適合	<input type="checkbox"/> 第3章に示す地域別の景観づくり方針に基づいて該当する地域の方針に沿った計画とする。

④ 土地の開墾、土石のたい積、水面の埋立て等

造成等	<input type="checkbox"/> 大幅な改変を避け、長大な擁壁やのり面等が出現しないようにする。 <input type="checkbox"/> 尾根や斜面での造成等はできる限り避ける。やむを得ず、尾根や斜面で造成等を行う場合は、のり面緑化等を行い修景に努める。 <input type="checkbox"/> 垂直擁壁は出来る限り避け、やむを得ず垂直擁壁を設ける場合には、高さを抑える、前面に高木を植える、植栽帯を設けるなど圧迫感の低減に配慮する。 <input type="checkbox"/> 元の地形をできる限り生かした計画とする。
地域別方針への適合	<input type="checkbox"/> 第3章に示す地域別の景観づくり方針に基づいて該当する地域の方針に沿った計画とする。

3 景観形成ゾーンの基準等

(1) 丘陵地ゾーン

1) 区域の対象範囲

東京都景観計画における丘陵地景観基本軸を基本とし、芝溝街道の沿道、その他の市街化調整区域、風致地区を加えた区域を対象範囲とします。

■ 区域の範囲



2) 景観特性

町田市の北西部に連なる丘陵地の尾根筋は、市を象徴する景観の一つとなっており、丘陵の間には多くの谷戸が形成され、斜面の豊かなみどり、谷戸に広がる農地、湧水などから形成する水辺の景観など多くの資源が残っています。また、歴史・文化的な資源も残り、里山と一体となった景観を形成している区域です。一方で市街化が進んだエリアも見られます。

3) 景観形成の目標

丘陵地の稜線や、斜面の緑地を保全し活かすとともに、地域のまち並みや、歴史的・文化的資源などの特性を尊重した景観づくりを行います。新たにつくられる建築物等は、地域や資源に調和したものとし、丘陵地と一体となったみどり豊かな生活風景を形成します。

4) 景観形成の方針

丘陵の稜線及び谷戸の風景と調和したみどり豊かな景観づくりを目指します。

① 丘陵地を活かし、市の骨格となるみどり豊かな景観づくりに努めます。

主要な尾根筋や斜面のみどりの連続性を大切にし、道路等の公共空間から見える位置へみどりを誘導する等、丘陵地にふさわしい景観の維持と、市の骨格となるみどり豊かな景観づくりに努めます。

② 身近なみどりと丘陵地のみどりが一体となった景観づくりに努めます。

公園、緑道、河川、街路樹、住宅地のみどりなどの身近なみどりとの連続性に配慮し、これらのみどりと丘陵地のみどりが、一体となった丘陵地の眺望に配慮した景観づくりを努めます。

③ 歴史的・文化的景観資源や、まち並みの特性を尊重します。

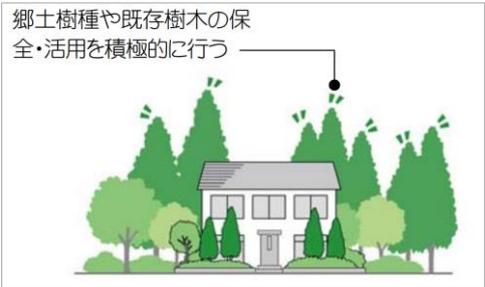
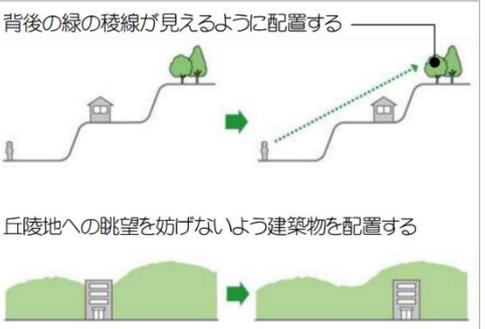
尾根や谷戸といった多様な地形、寺や神社などの多様な景観資源を尊重し、地域の特性を活かした景観形成を目指します。また新しい建築、開発等を行う際は、これまでに培われてきた歴史や地域特性を損なわないように配慮します。

④ 農とみどりや、水辺との関わりを日常の一部とし、豊かな心と体を育む景観づくりに努めます。

農とみどりや、水辺との環境を活かし、住民や訪れる人が季節の変化や体験を楽しめるよう、谷戸や里山での景観づくりに努めます。

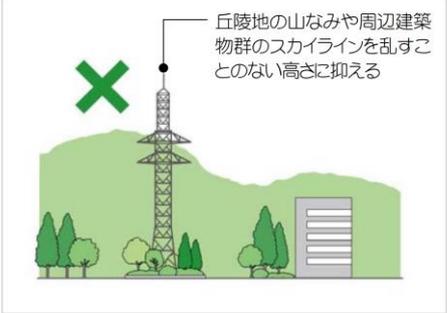
5) 景観形成基準

① 建築物

<p>外構・緑化</p>	<p>□既存のみどりを保全するとともに、敷地内はできる限り緑化を図り、周辺や丘陵地のみどりと連続させる。</p> <p>□道路、河川、公園などの公共空間に隣接する位置に、植栽を行うよう努める。</p> <p>□丘陵の植生に適し、周辺と調和や季節感の創出に配慮した樹種や花種等を選定する。</p> <p>□塀やフェンスを設ける際は、高さを抑え塀やフェンスの前にみどりを配置する。</p>	<p>景観配慮のイメージ</p> <p>郷土樹種や既存樹木の保全・活用を積極的に行う</p> 
<p>眺望</p>	<p>□背景に丘陵地がある場合は、山並みとの調和を図り、尾根のみどりの見え方に配慮した配置、高さ、規模とする。</p>	<p>景観配慮のイメージ</p> <p>背後の緑の稜線が見えるように配置する</p>  <p>丘陵地への眺望を妨げないよう建築物を配置する</p> 
<p>照明</p>	<p>□隣接する住宅に配慮した明るさとするなど、周辺の環境に応じた照明計画とする。</p>	

② 工作物

<p>緑化</p>	<p>□既存のみどりを保全するとともに、敷地内や壁面の緑化を推進し、周辺や丘陵地のみどりと連続させる。</p> <p>□緑化にあたっては、丘陵の植生に適し、周辺との調和や季節感の創出に配慮した樹種や花種等を選定する。</p>
-----------	--

<p>眺望</p>	<p>□丘陵地の山並みの連続性を確保し、尾根線を分断させないように、丘陵地の頂上、斜面などへの設置を避ける。</p> <p>□背景に丘陵地がある場合は、山並みとの調和を図り、尾根のみどりの見え方に配慮した配置、高さ、規模とする。</p>	<p>景観配慮のイメージ</p>  <p>丘陵地の山なみや周辺建築物群のスカイラインを乱すことのない高さに抑える</p>
<p>照明</p>	<p>□隣接する住宅に配慮した明るさとするなど、周辺的环境に応じた照明計画とする。</p>	

③開発行為

土地利用	<input type="checkbox"/> 事業地内外のみどりが、丘陵地、周辺市街地のみどり、公園や散策路と一体となり、みどりのネットワークを形成できる計画とする。
造成等	<input type="checkbox"/> 山の斜面や稜線等での造成は避ける。
緑化	<input type="checkbox"/> 既存のみどりを保全するとともに、敷地内はできる限り緑化を図り、周辺や丘陵地のみどりと連続させる。 <input type="checkbox"/> 道路、河川、公園などの公共空間に隣接する位置に、植栽を行うよう努める。 <input type="checkbox"/> 丘陵の植生に適し、周辺と調和や季節感の創出に配慮した樹種や花種等を選定する。
歴史資源や自然資源への配慮	<input type="checkbox"/> 事業地内に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合には、緑地などとして活用する。

④土地の開墾、土石のたい積、水面の埋立て等

土地利用	<input type="checkbox"/> 事業地内外のみどりが、丘陵地、周辺市街地のみどり、公園や散策路と一体となり、みどりのネットワークを形成できる計画とする。
造成等	<input type="checkbox"/> 山の斜面や稜線等での造成は避ける。 <input type="checkbox"/> 埋立ての最高高さが、周囲の丘陵の尾根線の最高高さを超えないようにする。
緑化	<input type="checkbox"/> 既存のみどりを保全するとともに、事業地内はできる限り緑化を図り、周辺や丘陵地のみどりと連続させる。 <input type="checkbox"/> 道路、河川、公園などの公共空間に隣接する位置に、植栽を行うよう努める。 <input type="checkbox"/> 丘陵の植生に適し、周辺と調和や季節感の創出に配慮した樹種や花種等を選定する。

4) 景観形成の方針

① 低層住宅街の良好な景観を維持し、魅力を高めます。

それぞれの住宅地の持つ特性や個性に配慮し、これまで培われた生活風景を前提に魅力を高めます。

② 中高層建築物によるゆとりある住宅団地の景観を維持し、魅力を高めます。

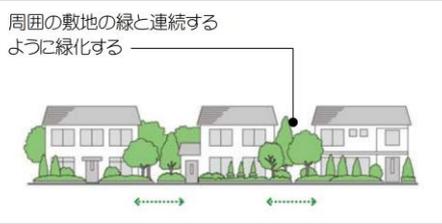
中高層建築物による住宅団地の景観は市の特徴の一つです。団地内のみどりや空地を維持するとともに、周辺では、そのみどりや空地との連続性や、調和に配慮した景観づくりを図ります。

③ 駅周辺や幹線道路沿いの商業施設等と住宅地とが共存できる景観づくりを目指します。

駅周辺や幹線道路沿いの商業施設等が、周辺の住宅地と共存し、一体となって生活風景をつくりだす景観づくりを図ります。

5) 景観形成基準

① 建築物

<p>外構・緑化</p>	<p>□既存のみどりを保全するとともに、敷地内は積極的に緑化を図ることとし、周辺のみどりと連続させる。また、屋上や壁面の緑化をできる限り行う。</p> <p>□道路、河川、公園などの公共空間に隣接する位置に、植栽を行うよう努める。</p> <p>□周辺の街並みやみどりとの調和や季節感の創出に配慮した樹種や花種等を選定する。</p> <p>□塀やフェンスを設ける際は、高さを抑え塀やフェンスの前にみどりを配置する。</p>	<p>周囲の敷地の緑と連続するよう緑化する</p> 
<p>眺望</p>	<p>□背景に丘陵地がある場合は、山並みとの調和を図り、尾根のみどりの見え方に配慮した配置、高さ、規模とする。</p>	
<p>照明</p>	<p>□隣接する住宅に配慮した明るさとするなど、周辺の環境に応じた照明計画とする。</p>	

② 工作物

緑化	<input type="checkbox"/> 既存のみどりを保全するとともに、敷地内や壁面の緑化を推進し、周辺のみどりと連続させる。 <input type="checkbox"/> 緑化にあたっては、周辺の街並みやみどりとの調和や季節感の創出に配慮した樹種や花種等を選定する。
眺望	<input type="checkbox"/> 丘陵地の山並みの連続性を確保し、尾根線を分断させないように、丘陵地の頂上、斜面などへの設置を避ける。 <input type="checkbox"/> 背景に丘陵地がある場合は、山並みとの調和を図り、尾根のみどりの見え方に配慮した配置、高さ、規模とする。
照明	<input type="checkbox"/> 隣接する住宅に配慮した明るさとするなど、周辺の環境に応じた照明計画とする。

③ 開発行為

土地利用	<input type="checkbox"/> 事業地内のオープンスペースと周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連付けた土地利用計画とする。 <input type="checkbox"/> 事業地内の将来的なまちづくりイメージを意識し、地区ごとにまとまりのある計画とする。 <input type="checkbox"/> 区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や公園等のオープンスペースとして活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。
造成等	<input type="checkbox"/> 山の斜面や稜線等での造成は避ける。
緑化	<input type="checkbox"/> 既存のみどりを保全するとともに、敷地内は積極的に緑化を図ることとし、周辺のみどりと連続させる。 <input type="checkbox"/> 道路、河川、公園などの公共空間に隣接する位置に、植栽を行うよう努める。 <input type="checkbox"/> 周辺の街並みやみどりとの調和や季節感の創出に配慮した樹種や花種等を選定する。
歴史資源や自然資源への配慮	<input type="checkbox"/> 事業地内に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合には、その場所を公園等のオープンスペースに取り込んだ計画とする。

④ 土地の開墾、土石のたい積、水面の埋立て等

造成等	<input type="checkbox"/> 山の斜面や稜線等での造成は避ける。
-----	--

	<p>□埋立ての最高高さが、周囲の丘陵の尾根線の最高高さを超えないようにする。</p>
緑化	<p>□既存のみどりを保全するとともに、事業地内は積極的に緑化を図ることとし、周辺のみどりと連続させる。</p> <p>□道路、河川、公園などの公共空間に隣接する位置に、植栽を行うよう努める。</p> <p>□周辺の街並みやみどりとの調和や季節感の創出に配慮した樹種や花種等を選定する。</p>

(3) にぎわいゾーン

1) 区域の対象範囲

町田駅周辺の商業地域及び、近隣商業地域とし、図に示す区域を対象地図とします。

■ 区域の範囲



2) 景観特性

町田駅周辺は、幕末の頃から生糸の生産地と横浜とを結ぶ街道「絹の道」の要所として栄え、現在も市内外から、多くの人々を集める周辺都市の商業の拠点として、「商都まちだ」を特徴づけるにぎわいのある景観を形成し、さまざまな要素が入り混じり、個性的な魅力を有しています。

一方でゆとりや潤いの感じられる空間が少なく、みどりや広場などのくつろぎと憩いの空間が必要とされています。

3) 景観形成の目標

町田の顔として、歴史とともに受け継がれた町田駅を拠点とした活気やにぎわいのある生活風景を生かしながら、景観づくりを行います。回遊性を高めるとともに、まちかどのみどりや広場などのくつろぎの場を創出することにより、ゆとりやうるおいが感じられる交流拠点としての景観づくりを目指します。

4) 景観形成の方針

- ① 昔ながらの変わらない魅力を残しながら、活気やにぎわいを生かした景観をつくれます。

町田駅周辺では、時代とともに姿を変えながらも、一本通りを入れれば、変わらない通りの面影や、昔ながらの商店が残り、生活風景の歴史が感じられます。昔ながらの老舗店舗等を活かしながら、活気やにぎわいのある景観づくりを行います。

- ⑤ 通りごとの回遊性を高め、にぎわいが連続する景観づくりを進めます。

通りごとの魅力を高めるとともに、どの通りからも店舗へアプローチできるようにし、回遊性を高め、まちの一体感やつながりを確保し、にぎわいある景観づくりを進めます。

- ⑥ 多くの人が集い、くつろげる交流拠点として、快適に楽しめる景観づくりを行います

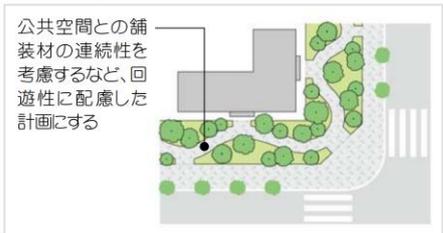
だれもが快適に過ごせるよう、緑化やオープンスペースの創出により、居心地がよく楽しさがあられる景観づくりを目指します。

- ⑦ うるおいのある都市景観を形成します。

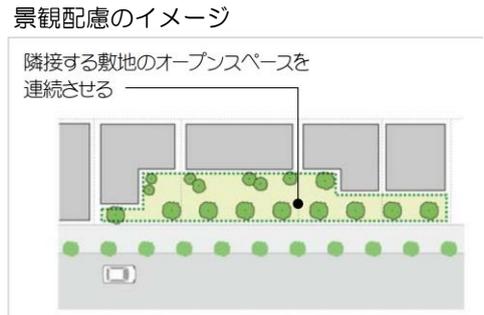
主要な通り沿いや、芹ヶ谷公園、境川などの周辺の景観資源へのアプローチとなる通り沿いに、緑化や、オープンスペースを誘導し、ゆとりやうるおいの感じられる景観づくりを目指します。

5) 景観形成基準

① 建築物

配置	□回遊性を高めるため、複数の通りに面するときは、複数の通りからアプローチできる計画とするよう配慮する。	<p>景観配慮のイメージ</p> <p>公共空間との舗装材の連続性を考慮するなど、回遊性に配慮した計画にする</p> 
----	---	---

外構・緑化	<p>□敷地内はできる限り緑化を図ることとし、周辺のみどりと連続させる。また、屋上や壁面の緑化を積極的に行う。</p> <p>□道路、河川、公園などの公共空間に隣接する位置に、植栽を行うよう努める。</p> <p>□周辺の街並みやみどりとの調和や季節感の創出に配慮した樹種や花種等を選定する。</p> <p>□塀やフェンスを設ける際は、高さを抑え塀やフェンスの前にみどりを配置する。</p>
オープンスペース	<p>□隣接するオープンスペースと連続性をもたせる。</p> <p>□中心市街地の回遊性に配慮し、通りと通りとをつなぐ敷地内通路や、屋内オープンスペース等を積極的に設ける。</p>
照明	<p>□周辺の住宅に配慮した明るさとしつつ、魅力ある夜間景観を創出する照明を行う。</p>



② 工作物

緑化	<p>□敷地内や壁面の緑化を推進し、周辺のみどりと連続させる。</p> <p>□緑化にあたっては、周辺の街並みやみどりとの調和や季節感の創出に配慮した樹種や花種等を選定する。</p>
照明	<p>□周辺の住宅に配慮した明るさとしつつ、魅力ある夜間景観を創出する照明を行う。</p>

③ 開発行為

土地利用	<p>□事業地内のオープンスペースと周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連付けた土地利用計画とする。</p> <p>□事業地内の将来的なまちづくりイメージを意識し、地区ごとにまとまりのある計画とする。</p> <p>□区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や公園等のオープンスペースとして活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。</p>
------	---

緑化	<input type="checkbox"/> 道路、河川、公園などの公共空間に隣接する位置に、植栽を行うよう努める。 <input type="checkbox"/> 周辺の街並みやみどりとの調和や季節感の創出に配慮した樹種や花種等を選定する。
歴史資源や自然資源への配慮	<input type="checkbox"/> 事業地内に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合には、その場所を公園等のオープンスペースに取り込んだ計画とする。

③ 土地の開墾、土石のたい積、水面の埋立て等

土地利用	<input type="checkbox"/> 造成後の事業地は、緑化を行うなど、できる限り原状に戻す措置を行い、事業地内外のみどりが、周辺の公園、緑地等や散策路と一体となり、みどりのネットワークが形成できる計画とする。
緑化	<input type="checkbox"/> 周辺の街並みやみどりとの調和や季節感の創出に配慮した樹種や花種等を選定する。 <input type="checkbox"/> 道路、河川、公園などの公共空間に隣接する位置に、植栽を行うよう努める。

4 景観形成誘導地区の基準等

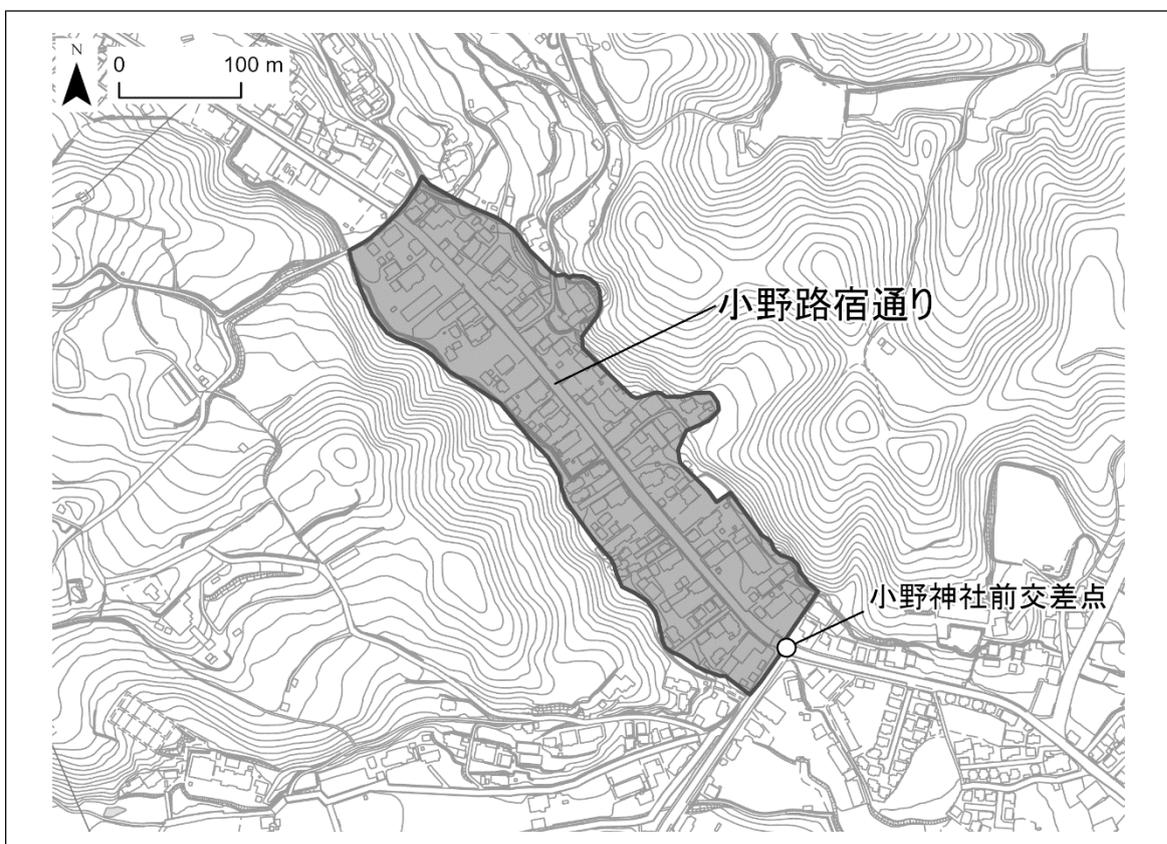
各景観形成ゾーン内において、地区の特性に応じたきめ細かな誘導を図るため以下の景観形成誘導地区を定めます。景観形成誘導地区は、地区住民の提案等により順次追加指定を行っていきます。

(1) 小野路宿通り景観形成誘導地区

1) 地区の対象範囲

鎌倉時代から江戸時代中期にかけて栄えた、当時の宿通りを中心とする区域とし、小野路宿通り（都道156号線）の沿道、小野神社前交差点から概ね480mの図に示す地区を対象範囲とします。

■ 区域の範囲



2) 景観特性

小野路宿通りは、鎌倉時代に武蔵府中と鎌倉とを結ぶ街道上の宿場となり、江戸時代中期には、大山信仰が盛んになり、府中、厚木、伊勢原と大山とを結ぶ大山街道の宿場として栄えました。宿場町として栄えた当時の面影を残しながら、みどりの多い集落を形成しています。丘陵地のみどりの稜線を背景に、宿通り沿いには水路が流れ、板塀や蔵、当時の高札場などが残ります。宿通りは、交通量が多く、歴史的なまち並みの保全、修復と共に、安全性や快適性を高めていくこと、周辺地区全体の活気や交流を深めていくことが望まれています。

3) 景観形成の目標

歴史的まち並みを後世に伝えるため、その姿を保全し歴史景観の再生とともに、通りの安全性や快適性の向上を図り、周辺地区全体の活気や交流を深めます。また、地域の伝統的なまち並みを尊重し、新しいものをつくる場合は、自然豊かな丘陵や歴史的な景観との共存を図り、魅力ある景観を創出していくことを目指します。

4) 景観形成の方針

① 歴史的なまち並みを大切にし、後世に伝えていきます。

板塀や高札場など、歴史的な経緯を受け継ぐ要素を大切にし、後世に残していきます。

② みどり豊かな落ち着いた街づくりを目指します。

庭木や生垣等みどり豊かなまち並みを保全するとともに、積極的な緑化により、落ち着いたまち並みを形成します。

③ 安全で快適な道路と人に優しい水路の維持に努めます。

暮らす人、訪れる人が、安心して通れる道路づくりと、やすらぎが感じられ人に優しい水路の維持に努めます。

④ 自然豊かな丘陵や歴史的な景観と調和した街づくりを目指します。

周囲の丘陵地のみどりや、歴史的なまち並みを生かしながら、これと調和するまち並みづくりを目指します。

⑤ 地域の歴史や文化を活かした、活動と交流が生まれる景観づくりに努めます。

地域で培われ、育まれてきた歴史や文化を活かし、新たな活動や交流を生み出すような景観づくりに努めます。

5) 景観形成基準

① 建築物

配置	<input type="checkbox"/> ゆとりあるまち並みを保全するため、道路境界線や隣地境界線からの距離をできるだけ離す。
高さ・規模	<input type="checkbox"/> まち並みの連続性に配慮し、屋根の高さや、軒の高さの統一に努める。 <input type="checkbox"/> 隣接する建物より高い建物を計画する場合は、通り側の高さを揃えるなど、まち並みの調和や通りの快適性に配慮する。
形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 屋根は傾斜屋根とし、伝統的な建物や周辺環境に配慮し、素材や形態を工夫する。

<p>外構・緑化</p>	<p>□既存のみどりを保全するとともに、敷地内は積極的に緑化を図り、周辺や丘陵地のみどりと連続させる。</p> <p>□敷地の境界は積極的に緑化を図ることとし、宿通り沿いでは、板塀や生垣等と一体となるような、庭木等の植栽を行うよう努める。</p> <p>□丘陵の植生に適し、周辺と調和や季節感の創出に配慮した樹種や花種等を選定する。</p> <p>□既存の生垣、板塀、玉石擁(よう)壁はできる限り再現する。</p> <p>□垣柵はブロック塀を避け、生垣などとする。</p> <p>□水路に面するところでは、伝統的な街並みと調和のとれた橋のデザインに配慮する。</p> <p>□門扉などの外構は、宿通りのまち並みに溶け込むデザインとするよう配慮する。</p> <div data-bbox="970 181 1410 633" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>景観配慮のイメージ</p> </div>
<p>眺望</p>	<p>□背景に丘陵地がある場合は、山並みとの調和を図り、尾根のみどりの見え方に配慮した配置、高さ、規模とする。</p>
<p>照明</p>	<p>□隣接する住宅に配慮した明るさとするなど、周辺の環境に応じた照明計画とする。</p> <p>□過度な照明を使用せず、趣のある照明とするよう配慮する。</p>

② 工作物

<p>形態・意匠・色彩</p>	<p>□外装材などの素材は、地域素材や自然物に近い素材を使用し、周辺の自然と調和したものとする。</p> <div data-bbox="943 1487 1398 1827" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>景観配慮のイメージ</p> <p>自然物に近い素材を積極的に用いて、小野路宿の歴史を受け継ぐ</p> </div>
<p>緑化</p>	<p>□通りに面して緑化等を行い、通りからの見え方に配慮する。</p>

	<input type="checkbox"/> 緑化にあたっては、丘陵の植生に適し、周辺との調和や季節感の創出に配慮した樹種や花種等を選定する。 <input type="checkbox"/> 既存のみどりを保全するとともに、敷地内や壁面の緑化を推進し、周辺や丘陵地のみどりと連続させる。
眺望	<input type="checkbox"/> 背景に丘陵地がある場合は、山並みとの調和を図り、尾根のみどりの見え方に配慮した配置、高さ、規模とする。
照明	<input type="checkbox"/> 隣接する住宅に配慮した明るさとするなど、周辺の環境に応じた照明計画とする。 <input type="checkbox"/> 過度な照明を使用せず、趣のある照明とするよう配慮する。

③ 開発行為

土地利用	<input type="checkbox"/> 事業地内外のみどりが、丘陵地、周辺市街地のみどり、散策路等と一体となり、みどりのネットワークが形成できる計画とする。 <input type="checkbox"/> 不整形な残地は、緑地などとして活用する。 <input type="checkbox"/> 周辺のまち並みの連続性に配慮した区画割りとする。
造成等	<input type="checkbox"/> 開発道路は、通りの舗装や、周辺の建築物と調和した舗装とする。
外構・緑化	<input type="checkbox"/> 水路に面するところでは、橋のデザインに配慮する。 <input type="checkbox"/> 既存のみどりを保全するとともに、敷地内は積極的に緑化を図り、周辺や丘陵地のみどりと連続させる。 <input type="checkbox"/> 丘陵の植生に適し、周辺と調和や季節感の創出に配慮した樹種や花種等を選定する。 <input type="checkbox"/> 宿通り沿いでは、板塀や生垣等と一体となるような、庭木等の植栽を行うよう努める。
歴史資源や自然資源への配慮	<input type="checkbox"/> 事業地内に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合には、これらを生かした計画とする。
照明	<input type="checkbox"/> 過度な照明は使用せず、趣のある照明とするよう配慮する。

④ 土地の開墾、土石のたい積、水面の埋立て等

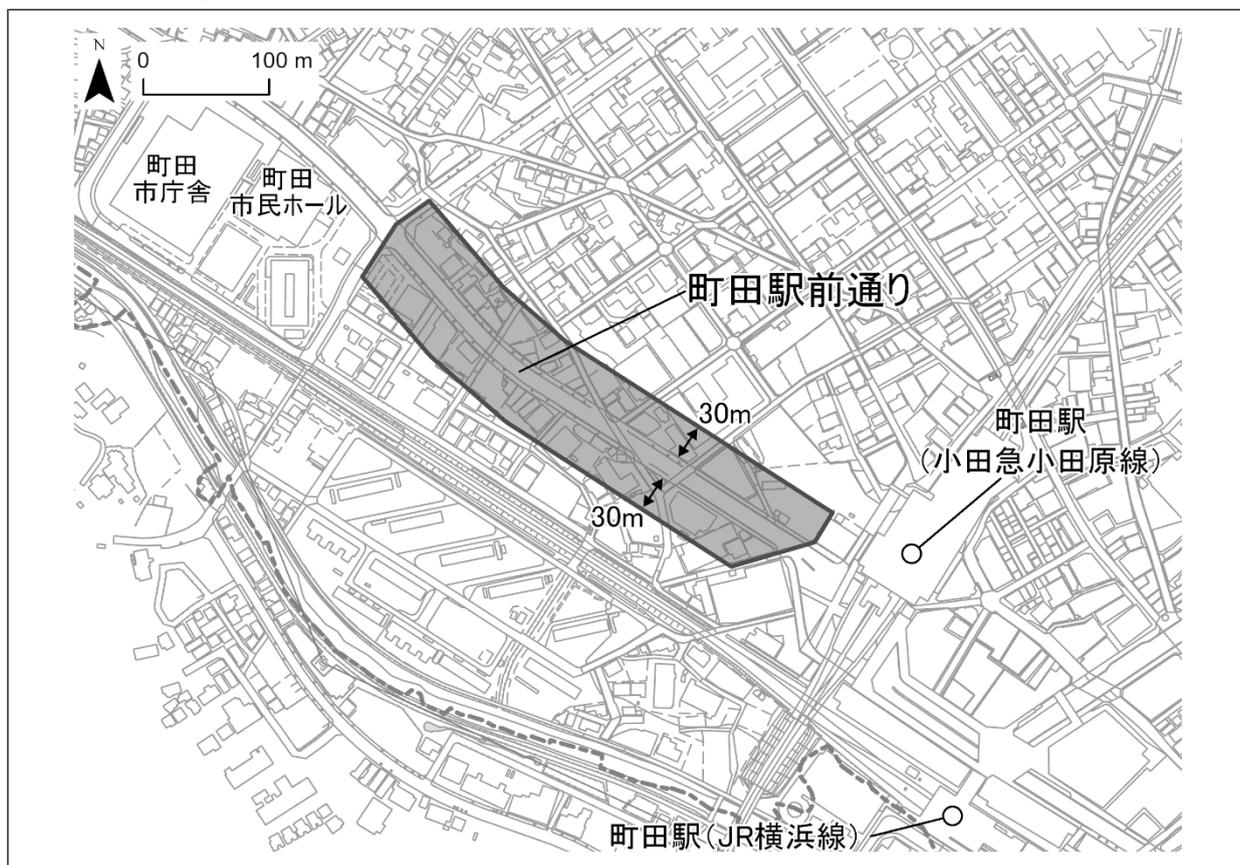
土地利用	<input type="checkbox"/> 事業地内外のみどりが、丘陵地、周辺市街地のみどり、公園や散策路と一体となり、みどりのネットワークが形成できる計画とする。
配置	<input type="checkbox"/> 物件の堆積等はできる限り、通りから見えない配置とする。
外構・緑化	<input type="checkbox"/> 堆積物が通りから見えないよう、緑化等で隠すなどの配慮を行う。 <input type="checkbox"/> 既存のみどりを保全するとともに、事業地内は積極的に緑化を図り、周辺や丘陵地のみどりと連続させる。 <input type="checkbox"/> 丘陵の植生に適し、周辺と調和や季節感の創出に配慮した樹種や花種等を選定する。 <input type="checkbox"/> 宿通り沿いでは、板塀や生垣等と一体となるような、庭木等の植栽を行うよう努める。

(2) 町田駅前通り景観形成誘導地区

1) 地区の対象範囲

町田駅前通りの沿道（道路境界から30m）の、町田バスセンターから町田市役所交差点までの図に示す地区を対象範囲とします。

■ 区域の範囲



2) 景観特性

町田駅前通りは、町田駅前の主要なバス路線であり、市役所や市民ホール等へ向かう通りとして多くの市民や来訪者に利用されています。

3) 景観形成の目標

市役所や市民ホールと町田駅（小田急小田原線）とを結ぶ通りとして、落ち着きと秩序のあるまち並みの形成を図るとともに、歩く人にとって魅力のある通りづくりを目指します。

4) 景観形成の方針

① 歩く人にとって魅力的な通りづくりを進めます。

通りに面したオープンスペースの創出や、建築物の低層部の開放性の向上などにより、ゆとりある景観形成を図ります。

② 市役所に向う通りとして、落ち着いたまち並みを形成します。

沿道建築物等の高さや色彩、素材、屋外広告物などの調和を図り、落ち着いたまち並みを形成します。

5) 景観形成基準

① 建築物

高さ・規模	<input type="checkbox"/> 周辺建築物と低層部の高さを揃えるなど、まち並みの連続性に配慮する。	景観配慮のイメージ
外構・緑化	<input type="checkbox"/> 敷地内はできる限り緑化を図ることとし、周辺のみどりと連続させる。また、屋上や壁面の緑化を積極的に行う。 <input type="checkbox"/> 周辺の街並みやみどりとの調和や季節感の創出に配慮した樹種や花種等を選定する。 <input type="checkbox"/> 道路に隣接する位置に、植栽を行うよう努める。 <input type="checkbox"/> 塀やフェンスを設ける際は、高さを抑え塀やフェンスの前にみどりを配置する。	
オープンスペース	<input type="checkbox"/> 隣接するオープンスペースと連続性をもたせる。	
照明	<input type="checkbox"/> 周辺の住宅に配慮した明るさとしつつ、魅力ある夜間景観を創出する照明を行う。	

② 工作物

緑化	<input type="checkbox"/> 敷地内や壁面の緑化を推進し、周辺のみどりと連続させる。 <input type="checkbox"/> 緑化にあたっては、周辺の街並みやみどりとの調和や季節感の創出に配慮した樹種や花種等を選定する。
照明	<input type="checkbox"/> 周辺の住宅に配慮した明るさとしつつ、魅力ある夜間景観を創出する照明を行う。

③ 開発行為

土地利用	<input type="checkbox"/> 事業地内のオープンスペースと周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連付けた土地利用計画とする。 <input type="checkbox"/> 事業地内の将来的なまちづくりイメージを意識し、地区ごとにまとまりのある計画とする。 <input type="checkbox"/> 区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や公園等のオープンスペースとして活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。
緑化	<input type="checkbox"/> 周辺の街並みやみどりとの調和や季節感の創出に配慮した樹種や花種等を選定する。 <input type="checkbox"/> 道路に隣接する位置に、植栽を行うよう努める。
歴史資源や自然資源への配慮	<input type="checkbox"/> 事業地内に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合には、その場所を公園等のオープンスペースに取り込んだ計画とする。

④ 土地の開墾、土石のたい積、水面の埋立て等

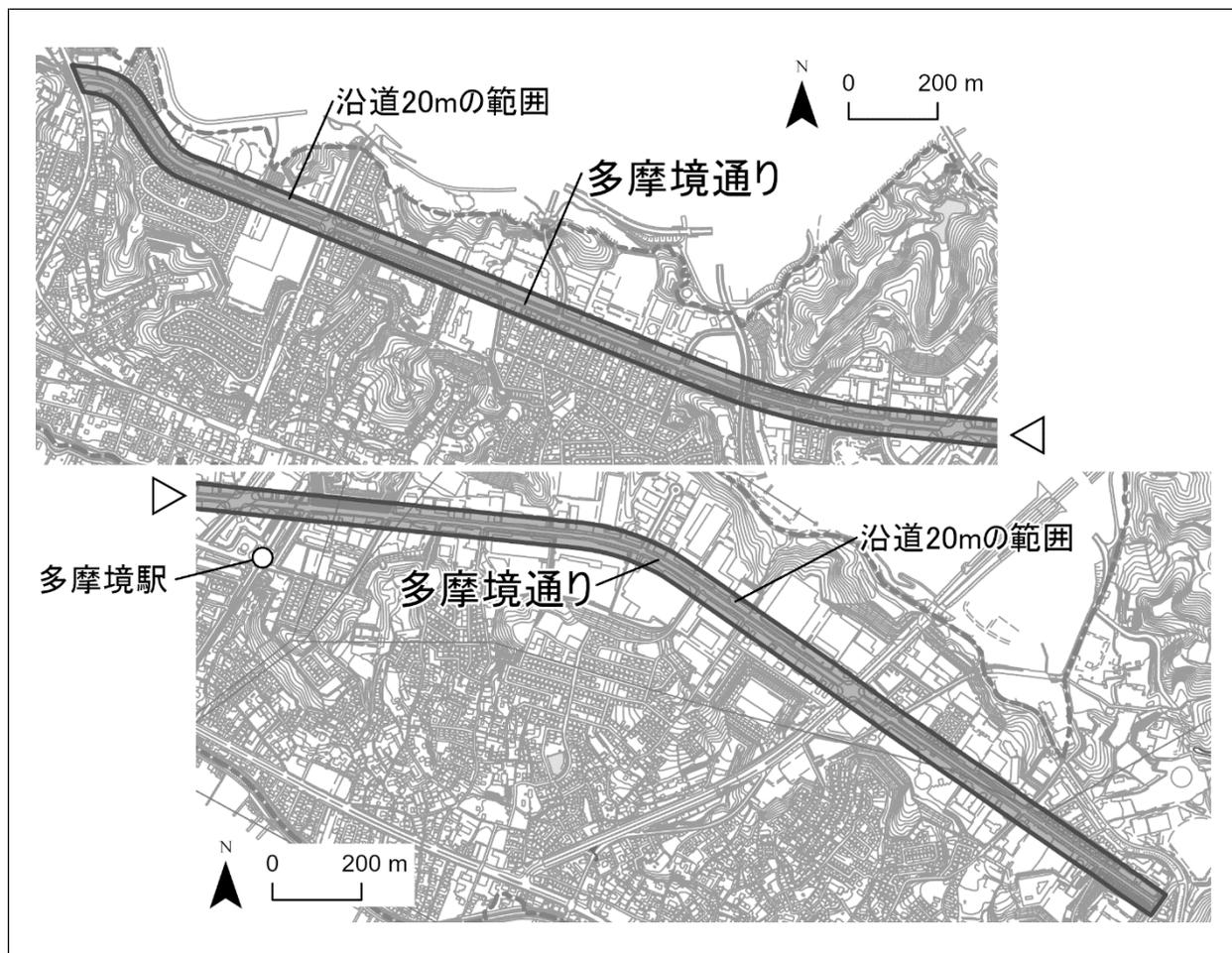
緑化	<input type="checkbox"/> 道路に隣接する位置に、植栽を行うよう努める。 <input type="checkbox"/> 周辺の街並みやみどりとの調和や季節感の創出に配慮した樹種や花種等を選定する。
----	--

(3) 多摩境通り景観形成誘導地区

1) 地区の対象範囲

多摩境通りの秩序ある景観を形成すべき地区として、多摩境通り沿道（道路境界から20m）の小山ヶ丘一丁目から六丁目までの図に示す地区を対象範囲とします。

■ 区域の範囲



2) 景観特性

多摩境通りは丘陵地の高台に位置し、眺望がよく、商業施設、工業施設、研究施設、集合住宅、低層住宅等が混在し、交通量が多く、賑わいのある通りです。また、大型商業、物販店や飲食店等の大小さまざまな屋外広告物が多く設置されています。

3) 景観形成の目標

丘陵地や斜面の緑地を保全し活かすとともに、車の交通や歩行者に配慮し、にぎわいやゆとりのある沿道景観を作ります。

4) 景観形成の方針

① みどりが連続する魅力的な景観を創出します。

敷地内の沿道部分では、みどりの連続するにぎわいやゆとりある魅力的な景観を創出します。

③ 歩行者や車での利用者にとって快適な通りの景観づくりを行います。

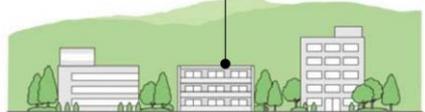
歩行者と車それぞれの視点を意識した、建築物と屋外広告物の一体的な景観形成を図り、にぎわいや、ゆとりが感じられるよう沿道景観をつくります。

④ 周辺環境に配慮し、多様な施設が調和した景観づくりを行います。

周辺のみどり豊かな環境に配慮しながら、商業施設、工業施設、研究施設、集合住宅、低層住宅等、それぞれが共存する景観形成を図ります。

5) 景観形成基準

① 建築物

<p>外構・緑化</p>	<p>□既存のみどりを保全するとともに、敷地内はできる限り緑化を図り、周辺や丘陵地のみどりと連続させる。</p> <p>□道路、公園などの公共空間に隣接する位置に、植栽を行うよう努める。</p> <p>□丘陵の植生に適し、周辺と調和や季節感の創出に配慮した樹種や花種等を選定する。</p> <p>□塀やフェンスを設ける際は、高さを抑え塀やフェンスの前にみどりを配置する。</p>
<p>オープンスペース</p>	<p>□隣接するオープンスペースと連続性をもたせる。</p>
<p>眺望</p>	<p>□背景に丘陵地がある場合は、山並みとの調和を図り、尾根のみどりの見え方に配慮した配置、高さ、規模とする。</p> <p>□背景となる丘陵地が多摩境通りから望めるように、建築物の高さ、規模に配慮したり、壁面の分節化</p> <div data-bbox="938 1480 1417 1749"> <p>景観配慮のイメージ</p> <p>尾根線が見えるよう建築物を配置する</p>  </div> <div data-bbox="944 1803 1417 2004"> <p>壁面を分節化させることで、背景の丘陵地への眺望を確保する</p>  </div>

	させることで、背景の丘陵地への眺望を確保する。
照明	<input type="checkbox"/> 隣接する住宅に配慮した明るさとするなど、周辺の環境に応じた照明計画とする。

② 工作物

緑化	<input type="checkbox"/> 既存のみどりを保全するとともに、敷地内や壁面の緑化を推進し、周辺や丘陵地のみどりと連続させる。 <input type="checkbox"/> 緑化にあたっては、丘陵の植生に適し、周辺との調和や季節感の創出に配慮した樹種や花種等を選定する。
眺望	<input type="checkbox"/> 背景に丘陵地がある場合は、山並みとの調和を図り、尾根のみどりに配慮した配置、高さ、規模とする。
照明	<input type="checkbox"/> 隣接する住宅に配慮した明るさとするなど、周辺の環境に応じた照明計画とする。

③ 開発行為

土地利用	<input type="checkbox"/> 事業地内のオープンスペースと周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連付けた土地利用計画とする。 <input type="checkbox"/> 事業地内外のみどりが、丘陵地、周辺市街地のみどり、公園や散策路と一体となり、みどりのネットワークが形成できる計画とする。 <input type="checkbox"/> 事業地内に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合には、緑地などとして活用する。
緑化	<input type="checkbox"/> 既存のみどりを保全するとともに、敷地内はできる限り緑化を図り、周辺や丘陵地のみどりと連続させる。 <input type="checkbox"/> 道路、公園などの公共空間に隣接する位置に、植栽を行うよう努める。 <input type="checkbox"/> 丘陵の植生に適し、周辺と調和や季節感の創出に配慮した樹種や花種等を選定する。

④ 土地の開墾、土石のたい積、水面の埋立て等

土地利用	<input type="checkbox"/> 事業地内外のみどりが、丘陵地、周辺市街地のみどり、公園や散策路と一体となり、みどりのネットワークが形成できる計画とする。
造成	<input type="checkbox"/> 埋立ての最高高さが、周囲の丘陵の尾根線の最高高さを超えないようにする。
緑化	<input type="checkbox"/> 既存のみどりを保全するとともに、事業地内はできる限り緑化を図り、周辺や丘陵地のみどりと連続させる。 <input type="checkbox"/> 道路、公園などの公共空間に隣接する位置に、植栽を行うよう努める。 <input type="checkbox"/> 丘陵の植生に適し、周辺と調和や季節感の創出に配慮した樹種や花種等を選定する。

5 建築物等における色彩の基準

◆町田市の特性と色彩基準の考え方

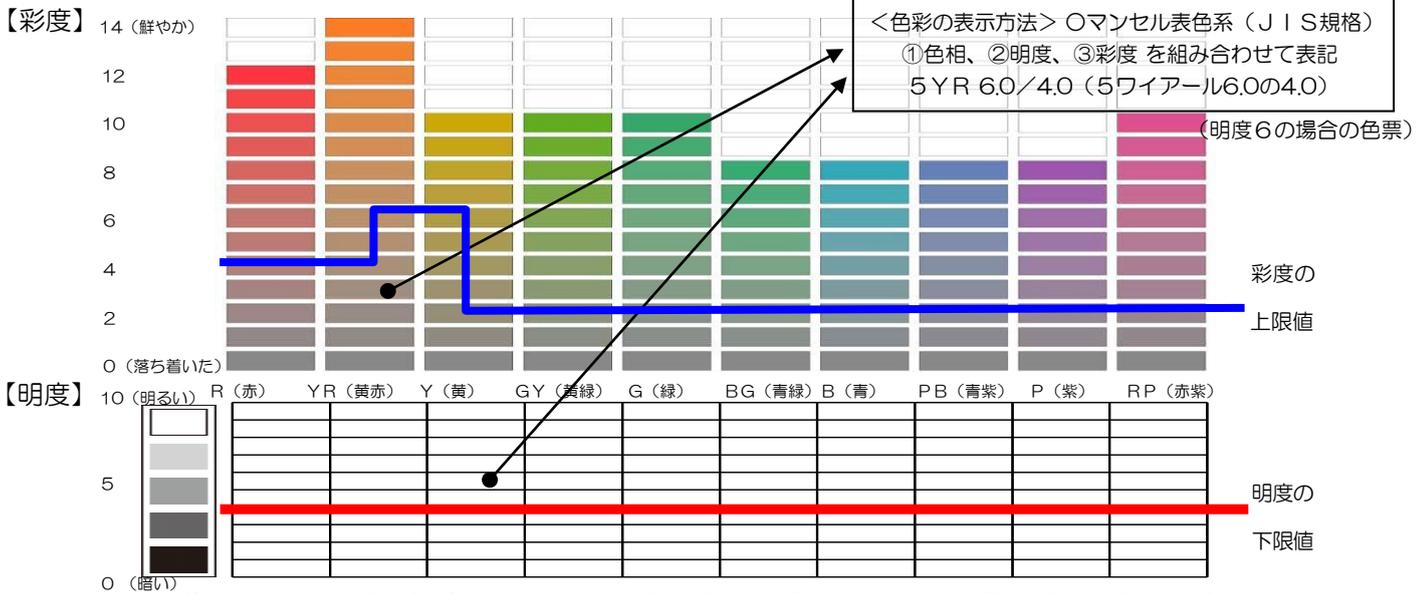
市内の建築物等の色彩調査を実施した結果、町田市色彩景観は、暖かみがあり、明るく落ち着いた外壁の色彩や、明るさや鮮やかさを抑えた屋根の色彩が特徴となっています。みどり豊かな町田市の特性を生かし、みどりの葉の鮮やかさ（彩度6程度）より落ち着いた色を基調とし、みどりと調和し、草花や空の色の映えるまち並みを形成します。

- ① 原色に近い鮮やかな色彩は避け、空や樹木のみどり、土や石などの自然の色と馴染みやすい、暖かみのある落ち着いた色彩を基本とします。
- ② 地域の景観特性を踏まえ、良好なまち並みを維持するとともに、地域の特性に応じた色彩の誘導を図ります。

色彩の基準は、景観法第17条第1項に規定する景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限とし、JIS規格に採用されている「色の表示方法—三属性による表示（JISZ 8721）」に準拠した「マンセル表色系^{*1}」を用い、別表1（p.4—39）のとおり定めます。

- 注1) 工作物の色彩については、建築物の外壁基本色の基準と同様にします。ただし他の法令で使用する色彩が定められているもの、トラス構造物等で壁面と認識できないものについてはこの限りでない。
- 注2) 建築物の屋根にあっては無釉の和瓦、銅板、草葺きによるものの色彩、建築物の外壁等及び工作物にあっては着色していない木材、土壁、ガラス、レンガ等の材料によって仕上げられる部分の色彩についてはこの基準を適用しない。
- 注3) 市民と馴染みが深い地域のイメージの核となるもの、地域のランドマークの役割を果たしているもの、その他良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観アドバイザー等の意見を聴取した上で、この基準によらないことができる。

◆基準をマンセル色度図^{*2}に置き換えたイメージ(外壁基本色の例)



注) 表現されている色は色彩をイメージしやすくするために表示しているもので、正確なものではありません。

*1 マンセル表色系：アメリカの画家、美術教育家のA.H.マンセルが考案した色を客観的に表す表示体系のこと。すべての物体色を色相、明度、彩度という3つの尺度（色の三属性）の組み合わせによる記号（マンセル記号）で表示し、主観による個人差が生じない客観的な情報として伝達することができる。日本工業規格に採用されるなど、産業界に広く普及している。

*2 マンセル色度図：色相、明度、彩度による三次元立体によって表される色の分布を、二次元平面に置き換えて座標化したもの。二次元表現では、〈色相—明度〉と〈色相—彩度〉の二つの図からなり、2つの点で一つの色彩を表す。

別表1 建築物等における色彩の基準

属性	対象の概要		色彩基準									基本的な考え方	備考			
	ゾーン・地区	規模・要件	外壁基本色 (各面の4/5はこの範囲から選択) 色相 明度 彩度			強調色 (各面の1/5はこの範囲も可) 色相 明度 彩度			アクセント色 各面の1/20以下	屋根色 色相 明度 彩度						
景観形成ゾーン	丘陵地ゾーン	高さ≥10m 延べ面積≥1,000㎡以上 集合住宅戸数≥9戸	OR~4.9YR	4以上8.5未満	4以下	OR~4.9YR	—	4以下	(定量的基準による制限は行わない)	OR~5.0Y	6以下	4以下	外壁の基本色は、ゾーンの骨格的景観要素となっている緑や水の色彩と調和した落ち着いたところのある景観を形成するために、中彩度・低彩度の色彩とする。また、一定規模を超える建築物等については、強調色が丘陵地の自然から突出することがないよう、中彩度の色彩までに制限する。	東京都景観基本軸（緑地系）を継承。 屋根の基準について、基準の実効性を踏まえ色相幅を拡張。 一定規模を超えるものについては、強調色の制限を付加。		
			5.0YR~5.0Y		1以下	5.0YR~5.0Y		2以下							その他	
			その他		1以下	その他		2以下							その他	
	住まい共生ゾーン	高さ≥10m 延べ面積≥1,000㎡以上 集合住宅戸数≥9戸	OR~4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下	OR~4.9YR	—	4以下	(定量的基準による制限は行わない)	OR~5.0Y	6以下	4以下	外壁の基本色は、住環境にふさわしい落ち着いた景観を形成するために、中彩度・低彩度の色彩とする。また、一定規模を超える建築物等については、強調色が穏やかな住環境から突出することがないよう、中彩度の色彩までに制限する。屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。	東京都一般地区を発展継承し、暖色系色相についてもより落ち着いた色彩範囲（彩度4以下）に制限。 屋根について基準を付加。 一定規模を超えるものについては、強調色の制限を付加。		
				8.5以上の場合	1.5以下			5.0YR~5.0Y							6以下	
			5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満の場合	4以下	5.0YR~5.0Y	—	6以下								
				8.5以上の場合	2以下											
			その他	4以上8.5未満の場合	1以下	その他	—	2以下								
				8.5以上の場合	1以下							2以下				
	にぎわいゾーン	高さ≥10m 延べ面積≥1,000㎡以上 集合住宅戸数≥9戸	OR~4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下	(定量的基準による制限は行わない)	(定量的基準による制限は行わない)	OR~5.0Y	6以下	(定量的基準による制限は行わない)	OR~5.0Y	6以下	4以下	外壁の大部分については、落ち着いた感じが感じられ、周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、中彩度までの色彩を基本とする。強調色やアクセント色については規制を行わないが、その面積は外壁各面の20%以下とし、主に建物低層部で用いるようにする。屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。	東京都一般地区を継承。 屋根について基準を付加。 にぎわいが求められる地区であることを加味し、強調色については数値基準を設けない。	
				8.5以上の場合	1.5以下											5.0YR~5.0Y
			5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満の場合	6以下								5.0YR~5.0Y			—
8.5以上の場合				2以下												
その他			4以上8.5未満の場合	2以下	その他								—			2以下
			8.5以上の場合	1以下												
(建築物) 高さ≥45m 延べ面積≥15,000㎡ (工作物) 高さ≥45m 築造面積≥15,000㎡	高さ≥45m 延べ面積≥15,000㎡	OR~4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下	OR~4.9YR	—	4以下	(定量的基準による制限は行わない)	OR~5.0Y	6以下	4以下	外壁の大部分については、落ち着いた感じが感じられ、周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、中彩度までの色彩を基本とする。強調色の面積は外壁各面の20%以下とし、主に建物低層部で用いるようにする。屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。	東京都一般地区を継承。 屋根について基準を付加。			
			8.5以上の場合	1.5以下			5.0YR~5.0Y							6以下		
		5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満の場合	6以下			5.0YR~5.0Y				—			6以下		
			8.5以上の場合	2以下												
		その他	4以上8.5未満の場合	2以下			その他				—			2以下		
			8.5以上の場合	1以下											2以下	
景観形成誘導地区	町田駅前通り地区	高さ≥10m 延べ面積≥1,000㎡以上 集合住宅戸数≥9戸	10R~4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下	OR~4.9YR	—	4以下	(定量的基準による制限は行わない)	OR~5.0Y	6以下	4以下	外壁の大部分については、市の新しい顔として品格のある景観を形成するため、中彩度までの色彩を基本とする。また、ほとんどの建築物等が暖色系色相を基調としている現況を踏まえ、基本色の色相を暖色系又は無彩色の範囲に制限する。屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。	東京都一般地区を発展継承し、基本色については、暖色系色相及び無彩色のみに制限。 屋根について基準を付加。 一定規模を超えるものについては、強調色の制限を付加。		
			5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満の場合	6以下	5.0YR~5.0Y		—							6以下	
			その他	4以上	0以下	その他		—							2以下	
	小野路宿通り地区	延べ面積>10㎡	OR~4.9YR	3以上8.5未満	4以下	(定量的基準による制限は行わない)	—	(定量的基準による制限は行わない)	OR~5.0Y	6以下	6以下	4以下	外壁の基本色は、地区の骨格的景観要素となっている緑や水の色彩と調和した落ち着いたところのある景観を形成するために、中彩度・低彩度の色彩とする。屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。	東京都景観基本軸（緑地系）を継承。 屋根の基準について、基準の実効性を踏まえ色相幅を拡張。		
			5.0YR~5.0Y		1以下										その他	
			その他		1以下										その他	
	多摩境通り地区	高さ≥10m 延べ面積≥1,000㎡以上 集合住宅戸数≥9戸	OR~4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下	OR~4.9YR	—	4以下	(定量的基準による制限は行わない)	OR~5.0Y	6以下	4以下	外壁の大部分については、にぎわいの中にも品格が感じられる新しい沿道のまちなみ景観を形成するため、中彩度までの色彩を基本とする。屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。	東京都景観計画では、景観基本軸（緑地系）に位置するが、周囲が開けた地域であることやにぎわいが求められる地区であることを加味し、一般地域と同等の基準を適用。 基本色を緩和する一方、一定規模を超えるものについては、強調色の制限を付加。		
				8.5以上の場合	1.5以下			5.0YR~5.0Y							6以下	
			5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満の場合	6以下			5.0YR~5.0Y				—			6以下	
				8.5以上の場合	2以下											
			その他	4以上8.5未満の場合	2以下			その他				—			2以下	
				8.5以上の場合	1以下											2以下

6 届出（通知）を要する行為

市内全域において、一定の規模以上の建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為等を行う場合には、景観法に基づく届出^{※1}（通知^{※2}）が必要になります。

地区区分 届出対象行為の種類		景観形成ゾーン			景観形成誘導地区		
		丘陵地	住まい共生	にぎわい	小野路宿通り	町田駅前通り	多摩境通り
建築物の建築等 ^{※3}		次のいずれかに該当するもの (景観形成誘導地区内を除く) ア. 高さ $\geq 10\text{m}$ イ. 集合住宅で戸数が9戸以上のもの ウ. 延べ面積 $\geq 1,000\text{m}^2$ ただし、コンテナ倉庫（コンテナ又はこれに類するものを使用した建築物のうち、その内部を倉庫として賃貸する事業のために利用するもの又は倉庫業を営むために利用するもの）は全ての規模			延べ面積 $> 10\text{m}^2$		次のいずれかに該当するもの ア. 高さ $\geq 10\text{m}$ イ. 集合住宅で戸数が9戸以上のもの ウ. 延べ面積 $\geq 1,000\text{m}^2$ ただし、コンテナ倉庫（コンテナ又はこれに類するものを使用した建築物のうち、その内部を倉庫として賃貸する事業のために利用するもの又は倉庫業を営むために利用するもの）は全ての規模
工 作 物 の 設 置 等 ^{※4}	煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの ^{※5}	高さ $\geq 10\text{m}$			高さ $> 1.5\text{m}$		高さ $\geq 10\text{m}$
	昇降機、ウォーターシャフト、コースターその他これらに類するもの（回転運動をする遊戯施設を含む）						
	製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く）その他これらに類するもの ^{※6}	区域面積 $\geq 3,000\text{m}^2$			区域面積 $\geq 500\text{m}^2$		区域面積 $\geq 3,000\text{m}^2$
	墓園その他これに類するもの						
	橋梁	—			水路に架かるもの		—
	太陽光発電設備	太陽電池モジュール（パネル）合計面積 $\geq 200\text{m}^2$					
	地上設置型の携帯電話基地局	高さ $\geq 15\text{m}$					
開発行為	区域面積 $\geq 1,000\text{m}^2$			区域面積 $\geq 500\text{m}^2$		区域面積 $\geq 1,000\text{m}^2$	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	造成面積 $\geq 1,000\text{m}^2$			造成面積 $\geq 500\text{m}^2$		造成面積 $\geq 1,000\text{m}^2$	
屋外における土石・廃棄物・再生资源・その他の物件のたい積	造成面積 $\geq 1,000\text{m}^2$			たい積期間 > 90 日かつ たい積高さ $> 1.5\text{m}$		造成面積 $\geq 1,000\text{m}^2$	
水面の埋立て	造成面積 $\geq 1,000\text{m}^2$			—		造成面積 $\geq 1,000\text{m}^2$	

※1 景観法第16条第1項に基づく届出

※2 景観法第16条第5項に基づく通知

※3 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

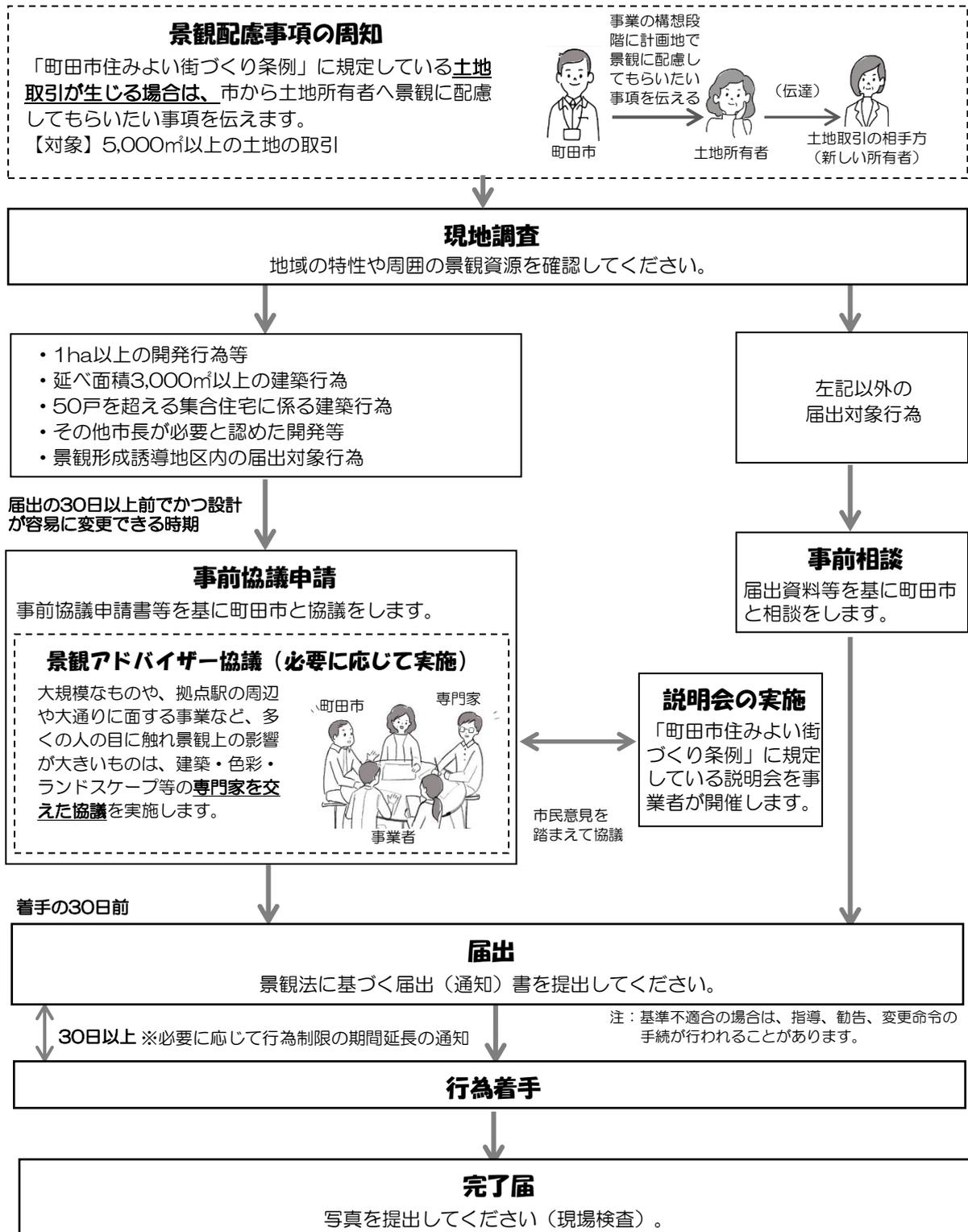
※4 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※5 架空電線路用のもの、電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のもの（擁壁を含む。）及び電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

※6 太陽光発電設備を除く。

7 事前相談、届出の流れ

届出を要する行為に着手する日の30日前（届出行為が許可、認定等を必要とするときは、許可、認可等の申請を行う日の30日前まで）届出が必要です。また、一定規模以上の大規模な行為や「景観形成誘導地区」内での届出行為については、届出の30日以上前かつ設計が容易に変更できる時期までに、事前協議申請が必要です。その他の届出行為についても届出での前までに事前相談が必要です。事前協議を行う行為のうち、地域の景観づくりに大きな影響を及ぼす建築物等については、必要に応じて専門家の助言による協議（景観アドバイザー制度を活用した協議）を行います。



「町田市住みよい街づくり条例」に基づく大規模土地取引段階街づくりの仕組み

○目的

土地所有者（市民）も「街づくり活動に協力する」立場と捉え、大規模な土地の取引をする際にその土地にかかる街づくりの方向性を理解した上で土地の取引を行うとともに、街づくりの方向性を土地取引の相手方に伝えることで、次の土地利用計画へつなげることを目的としています。

○対象となる土地取引

市内における5,000㎡以上の土地取引※が手続きの対象となります。

※ 次に掲げる場合は、のぞく

- (1) 都市計画法第11条第1項各号に掲げる都市計画施設又は土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げる施設に関する事業その他これらに準ずるものために譲渡する場合
- (2) 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売その他これらに類する行為により土地の所有者が変更となる場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要がないと認める場合

街づくりの方針等の伝達と合わせ、景観づくりの考え方や、配慮してもらいたい事項を伝え、より良い景観づくりを目指します。

景観アドバイザー

○景観に関する専門家で、以下の際に、専門知識や経験に基づく助言を行います。

- ・ 事前協議の際（景観アドバイザー協議）
 - ※屋外広告物条例上、許可申請が必要な広告物等の事前協議も含まれます。
- ・ 届出のあった行為に指導を行う際
- ・ 公共事業の施行に対して助言を行う際

○景観アドバイザーは、主に「建築」「色彩」「ランドスケープ」の専門分野からなる実務経験のある専門家で構成され、助言を行う専門家は案件により分担されます。

（分担例）

建設行為 建築、色彩、ランドスケープの専門家 等
屋外広告物：色彩の専門家 等